

令和3年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和3年12月9日 午前 9時30分 開議

2. 令和3年12月9日 午後 2時37分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

9番	日名義人	10番	丸山節夫
----	------	-----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、日名義人君、10番、丸山節夫君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

本定例会におきまして最初の質問者となります丸山です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問いたします。今回は、町民の皆さんが日頃から特に気にされ、また心配なされておられること、そうした点につきまして4項目お伺いをいたしたいと思っております。

最初に、農業振興策、米作り農家応援対策についてお伺いいたします。

令和3年度ふるさと納税に係る寄附金申込額は11億5,500万円を上回る結果となり、農家の皆さんはもとより行政においてはその苦勞が報われ、米価格の急落に対しましても一助となるありがたい結果となりました。この状況を踏まえ、次の2点についてお伺いいたします。

1点目として、出荷予定数量の実態把握はどのようになされておられたのか。特に需要

と供給、出荷数量のバランスをどのように管理されていたのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、10番、丸山節夫議員の米作り農家の応援事業についてのお答えをさせていただきます。

まずは、この事業につきましては、多くの納税者の方また町内の農家の方々には大変こうお世話になって、今年度も順調に行かせていただきました。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、米作り農家応援事業につきましては、例年生産者農家の皆様から出荷申込書を提出していただき、確保できる玄米の数量に応じて精米後の返礼品の数量を予測し、供給可能な返礼品の数量に応じて寄附を募っており、本年度は9月上旬に寄附の受付を締め切っております。

ふるさと米の出荷状況につきましては、農家の方からの出荷数量の増減のお申出やライスセンターの受入れ状況等を確認しながら、バランスを取って行っているところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

失礼しました。9月の中旬になりまして農家からの申込みを打ち切るということで、実際に収穫ということになりますと10月になります。9月から10月ということで、なかなかそうしたところの確定的な数値が読み込めないというのも非常に大変力の要るところではないかというふうに思います。

そうした中で2点目として、今年度の需要供給の差異として約950俵の不足を生じ、この不足米の調達には認定農業者や法人への声がけで調達したと認識をしております。一方、小口農家への扱いはどのように対応なされたのか。昨年度の状況も踏まえ、行政が行うべき公平、平等性の観点からお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今年度の状況でございますが、今年は梅雨の時期の日照不足や病気の発生等によりまして、なかなか出荷ができない、出荷数量が大きく減少するというようなことがございました。その結果、途中では950俵の不足というようにもございました。このような状況を見まして、途中から申込みをいただいている農家のうち、認定農業者と法人への声かけをさせていただき、追加の出荷をお願いしたところでございます。令和3年度につきましては、ふるさと米の運営方針を検討する吉備中央町協働のまちづくり寄附金事業推進会議におきまして、年度途中で農家の皆様へ追加出荷の依頼をしなくても済むようにという目的で、1反当たり4俵から5俵で募集することと今年はしました。しかしながら、出荷上限は据え置き、個人が100俵、認定農業者等の法人が300俵ということはもう変化なくやっておりました。そうしますと、やはり出荷上限の変更に伴う実質的なメリットがなかったのがこの認定農業者であり、また法人でありました。そういうことも加味しまして、今年の追加につきましては、そのような農業法人また認定農業者の方々をお願いをしたというところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

不足を生じた場合の再収量の確定や調整方法につきましては、先ほど町長申されたように、非常に困難な作業であると思います。そうした中で、担当課の方も本当に手をかけられたことだというふうにも思うわけでありますけれども、反面、農家の方々に対する、先ほど申した公平とか平等性というものを損なわずに、農家との連携が図れますように、というのは、その内容について十二分に理解をいただくということにつきまして、前もって農家にその旨の周知であるとか、あるいは理解を得る手だてというものが必要になるのではないかと思います。この点については、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

このふるさと米につきましては、ふるさと納税と出荷していただく米との調整、これ大

変難しいものがございます。いずれにしても予測を持ってその次の年度に当たっております。そしてもう一つは、ある程度の基準数量を決めて、その数量の中で農家の方が希望されるものは全て受けるというスタンスでやっております。そうした中で、どうしても天候等に左右されます。農家は出したくても出せないとかということも出てきますので、その辺は逐次様子を見ながらやっていこうと思います。

これも、また来年この検討委員会で協議するんですが、やはり大口の方等々は今まで100俵、300俵とずっと続いておりますので、その辺の変更は検討の余地があるのかなという思いでございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

今年度は4俵から5俵ということで、その枠も拡大をしていただきました。あと残るは、今さき町長が申されたように100俵、300俵、この上限枠を今後どのように対応していくかということもあろうかと思います。いずれにせよ、予測不能な数字を読まなくてはならないというような厳しい現状もありますが、いずれにいたしましても小口農家の方々は、声はないのかというようなところもあろうと思います。こうした場合にはこうするというような一つの方法、農家のほうへもできることならば事前に理解を得るべく説明のほうをいただければ、農家の方の心配もなくなるのかなというふうにも思いますので、その点申し上げておきたいと思います。

次に、協働のまちづくり基金対策について2点お伺いします。

今年産米価の急下落は、米作り農家の存続を脅かすとも言える厳しい状況をもたらしました。現在、コシヒカリ米活用によるふるさと納税収入を原資とした基金の効果的活用について、また農家の意見の必要性はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、10番、丸山節夫議員の御質問の協働のまちづくり基金対策の、まず1番目の基金活用に関し農家の声の必要性と活用方法に対する考え方についてお答えをいたしま

す。

協働のまちづくり基金につきましては、協働のまちづくり寄附金条例に規定された基金でございまして、内容は吉備中央町のまちづくりに共感を持ち、心のふるさととして支援し、発展を願う人々の思いを地域づくりに生かすために多様な住民参加型の協働のまちづくりを進め、寄附者の吉備中央町に対する思いを実現化することを目的としております。そのため、米作り農家の応援事業 2 2 世紀のふるさとづくり事業など幾つかの目的を定め、寄附金はこれらの事業を実施する有効な原資といたしまして、広く農業振興、農家支援の施策に有効に活用させていただいております。

議員御質問にあります農家の声の必要性につきましては、農業施策の充実について検討していく上で、そのお声は当然必要であると考えております。今後も農家の皆様の様々な御要望などを把握しながら、基金の有効な活用に努めてまいります。

以上です。

○議長（難波武志君）

10 番、丸山節夫君。

○10 番（丸山節夫君）

総務課長から基金の使途、利用の全般に係る説明をいただいたところであります。

お尋ねをいたします。令和 2 年度までの基金積立金累計額は約 6 億 8, 400 万円余りとお聞きしております。この制度創設時、ふるさと納税基金はあくまでも米作り農家応援事業の名のとおり、米作りに係る支援や万が一の場合に備えた補填、補償費として農家に特化し還元するとの方針であったと理解をいたしております。これまでの主な充当先、利用使途としては、米生産農家の経営所得安定対策、新規需要米、米粉対策でありますとか、頑張る農家応援事業、農機具購入補助、有害鳥獣対策などがあります。しかしながら、過去の例として令和元年ではブドウ生産団地整備事業に 1, 200 万円、令和 2 年度ではエコセンター施設管理事業へ 6, 300 万円余りの多額充当がなされた経緯もあります。ブドウ栽培生産者支援や町の施設整備に公費を投入し、成果を上げることは重要であり、何ら異議はありませんが、殊ふるさと納税基金の当初の活用方針からすると、いささか疑問が残ります。改めて今後の基金の活用方法として、使途決定の方法や議会対応を含め、どのように考え、行われるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この協働のまちづくり基金でございますが、これはこの名称のとおりまちづくりに関して広く目的を持っております。しかしながら、私が言いましたのは、ふるさと米の制度では主に農家に還元したいということでは言いました。ただ、それが全て米作りだけに特化したという思いはございません。やはり、農業はいろんな様々なものがございまして。それには、やはりこれは活用させていただきべきだと、そしてもっと言えば、その使える範囲の中でまちづくりという観点にも財源充当はさせていただこうと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町長が答弁をいただきました。この制度、発足当時の私の記憶でありますけれども、農業のほうへ特化するというような内容であったということの中から、先ほどの質問もさせていただいたところでありまして。決して、これはまちづくり基金ということでありまして、できますると米作り、一生懸命農家の方、米を作られて、それを出荷することに基づく基金であります。主軸については、今町長申されたように、農業へ運用する、そういった手だてのほうも今後考えていただければというようにも思います。

次に、さらに基金の活用を充実するための方法でありますけれども、基金をどこに幾ら、いつ使うのかなどを検討する部会、委員会を設置し、具申制度の創設により、町長に答申する仕組みも必要かと考えます。具申制度については、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

議員お尋ねの町長への具申制度の設立の考え方ということで御質問でございますが。

具申ということではございませんが、町では町の、例えですが、町の最上位計画であります総合計画を策定樹立した際には、町民、事業所、各種団体、有識者、職員等々の様々な立場の代表者で構成いたします総合計画策定まちづくり会議というものを開催し、この会議の中で町の施策全般にわたって御意見、御提案をいただき、町政運営に反映させてい

ただいております。

今回、御質問の具申制度の設立につきましては、今後とも様々な会議や話し合いなどを通じましていただいた御意見や御要望、これを真摯に受け止めさせていただきまして、町政に反映をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

先ほど町長、総務課長から説明いただきましたけれども、やはりこれの使用用途というものは、今後非常に重要な意味合いを持ってくるものであろうかと思っております。このまま順調にいきますと、ふるさと基金も積立額のほうは増えていこうかもしれませんけれども、係る利用用途というの幅広になってくると思っております。こういった辺りで、やはりその基金を公平にあるいは公正に運用していくという意味からすると、一つそういった制度も今後検討のほう、いただけたらというふうにも思っております。

最後の質問といたしまして、頑張る農家応援事業、農業機械導入補助制度についてお伺いをいたします。

当制度は、平成29年農家応援施策の一つとして提案したところ、町長は早速平成30年度新規事業として取り組んでいただいたところです。この制度は5年の時限措置であることから、来年が最終年度となります。期間満了後、事業の継続の可否について、さらに継続の場合どのような制度を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、10番、丸山節夫議員の頑張る農家応援事業についてにお答えいたします。

本制度については、農業を営む者が農作業の効率化、生産性の向上並びに労働負担の軽減を図るために農業機械の導入に要する経費を平成30年度から令和4年度までの5年間の時限立法により、ふるさと納税の基金を財源に毎年度2,000万円、5年間で1億円の協働のまちづくり基金を財源から充当するというふうに予定しておりましたが、平成30年度は年度早々に予算に達する事態となりました。平成31年度から3,000万円に予算を拡充させていただいております。

これまでの実績といたしまして、平成30年度に104件、令和元年度に148件、令和2年度に186件、令和3年度11月末現在で106件の計544件の交付となっております。大変好評をいただいております。

御質問の継続についてですが、新たな農業機械の更新をしたいとの希望が寄せられております。次も同様に前向きに検討いたします。

交付条件につきましても、現状の条件を基本に考えておりますが、先端技術の導入による農作業の効率化、労働負担の軽減が図れるなど、頑張っている農家を後押しできるように使いやすい補助金になるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

農林課長から交付要件につきましては、農家の方々にとって非常に使いやすいものとするというような答弁をいただきました。農家の経営の上で、農家は何を困っておられ、何を求めておられるのか、そういった実態も十分に踏まえていただきまして、今後の対策に進めていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

次に、大きな2点目として、町有財産管理についてお伺いをいたします。

町は平成26年度から旧竹荘中学校の跡地利用に関し公募を始められました。その後、複数の企業と協議を進められた結果、平成30年度、現在の賃貸借、売買契約を締結した幸福産業株式会社により事業化なされております。そもそも当初の計画では、農福連携による大学校の開校やバナナやパパイアなど、いろいろな果物の栽培また観光農園、バイクミュージアム、カフェレストランによる施設活用を主たる内容としての説明がなされたところでした。

ここで、幸福産業株式会社に対して4点お伺いをいたします。

最初に、本計画実施の決断に至る決定の根拠は何であったのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

10番、丸山節夫議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

旧竹荘中学校跡地の活用につきましては、地域農業の活性化につながる事業計画であり

ました。町といたしましては、観光客、来訪者の増加や周辺地域の活性化、町の新たな特産品、農業研修生の就農や定住、町の知名度アップなど様々な経済効果も十分期待できるのではないかと判断したところであります。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長から答弁のほうをいただきました。

次に2点目として、現在、幸福産業株式会社におかれましては、事業運営が大変厳しいものではないか、また今の現状は本当に寂しい、関心は薄れてしまったなどと町民の皆さんは大変心配もされているところでもあります。このことを受けて、行政はどのように認識を持たれておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

現在、グラウンドにはビニールハウス11棟を建築し、約1,000本のバナナ栽培を行っております。現在1回目の収穫を終え、収穫した一部は道の駅かようでも販売が行われました。その他の事業につきましては、当初の計画どおりには進められていないことは十分認識しているところであります。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

十二分に、進捗状況については承知をされておるという答弁でございました。

次の質問をさせていただきたいと思います。

町が幸福産業株式会社と賃貸借、売買契約をしている以上、行政は絶えず双方の関係を保ち、問題があるのであれば当然、住民に対する説明や報告責任はあると考えます。どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

こうした現在の状況を踏まえまして、事業者の代表の方に確認をさせていただいたところ、現在、事業経営に取り組まれていた方が体調のほうを崩されて、思い描いている事業展開ができていないということでありました。しかしながら、町といたしましても、土地を貸している立場でありますので、現在、現状の聞き取り作業や今後における事業展開について話し合いを行っているところであります。いずれにいたしましても、これだけのハウス施設設備を行っているわけですから、当初の全体計画の見直し、あるいは今後の事業の継続性につながる方向に向けた協議をしてまいりたいと考えております。地域住民の皆さんには心配や不安を持たれていることは十分承知いたしておりますので、地域にとってプラスになるように進めてまいります。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

地域にとってプラスとなるように進めるということは、一体どういったものか、具体的内容をお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

一番は、この地域が衰退しないように、にぎわいのある場所としてなることでありませう。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

最後に、旧竹荘中学校跡地利用に関する質問として、今後行政と幸福産業株式会社は、どのような関わりを保ち、管理、育てていかれる予定であるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

先ほど申し上げましたように、事業者側としっかりと話し合いを行いながら、お互いが同じ方向性を持って、まずは農園経営を軌道に乗せることが大事であると思っております。着実に事業展開ができるように、体制の整備などを求めていきたいと思っております。いずれにしましても、旧竹荘中学校跡地がにぎわい、地域が盛り上がり、地域の活性化につながる場としたいという思いは変わっておりません。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長言われますように、事業遅延の状況があるのであれば、軌道に乗せるための行政管理として、事業の進捗管理、定期の打合せなど対策は必要ではなからうかというように思います。この点についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

今後の状況のほうを見極めながら、今後とも適切な指導あるいは管理のほうに努めてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

この問題につきましては、今なかなか進捗のほうも遅れておる。しかしながら、行政としてもそういった対応を取られていくということでもありますので、いずれにいたしましても、地域の皆さんもかなり心配もなされておるところであります。何かありましたら、絶えずそういった意見のほうも述べていくと、住民の方には十分理解をいただくというような方向で進めていただきたいというふうに考えております。

次に、大きく3点目として、地域公共交通対策について3点お伺いをいたします。

最初に、10月1日から実証運行しておりますデマンドタクシー事業について2点お伺いします。

1点目として、今回の運行計画に係る時刻や運行経路の決定は、どのような背景や理由から成り立てられておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、デマンドタクシー事業につきまして、現運行計画の決定、その背景、事由という形の御質問につきましてお答えさせていただきます。

デマンドタクシーの運行経路の決定についてですが、平成30年3月に策定いたしました吉備中央町地域公共交通網形成計画での実施事業といたしまして、賀陽地区へのデマンドタクシーの導入と運行区域の再編の計画に基づきまして、それぞれの地域から利用者の目的地を経由いたしまして、交通の拠点と考えております吉備プラザへの運行をする経路として決定しております。

また、運行区域及び運行時刻の設定につきましては、事業者のタクシー業者さんの意見も勘案しながら素案を作成いたしまして、令和3年8月5日開催の吉備中央町地域公共交通会議にお諮りし、承認をいただき決定したものとなっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

総務課長から答弁をいただきました。

次の質問でございますけれども、本計画は、地域住民のニーズに合った内容であり、また公共交通対策としての利便性を十分に確保した計画とお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

町民のニーズに合致し、利便性を確保した計画であるかという御質問ですが。

住民アンケート調査というものを平成29年1月に実施させていただき、御意見、御要望をいただいたことを基に地域公共交通網形成計画を策定いたしましたので、ある程度の皆様のニーズを反映した計画であるとは考えてはおりますが、アンケート調査を実施した

時期から約5年が経過しておりますので、このたびの実証運行を通じまして、さらに広く町民の皆様の御意見をいただきながら、より利便性の高い公共交通としていく所存でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

これにつきましては、やはり日常生活の利便性向上という意味からいたしましても、非常に期待する一方で、現計画に対する懸念もございます。今課長言われたように、若干、運行ルートの関係であるとか、それとか時刻表の関係などもあるかと思えます。そうした中で、このデマンドタクシーを今後発展させていくためということになります。

そこでちょっとお尋ねしたいと思います。デマンドタクシーの運行区域の拡大の目的につきましては、地域格差の是正というを聞いております。また、理由にしましては、平成29年1月の住民アンケート調査において、デマンド型乗合タクシーを町全体にすべきとの意見、要望があったことが契機となったと聞いております。このアンケート調査の内容は、単に必要か否かの問いであったのか、ある程度の計画内容を示し、町民の皆さんが判断でき得る材料を示した上での調査結果であったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

まずは、このデマンドタクシーの事業につきましては、以前から加茂川地域には実施しておる事業でございました。その関係から賀陽地域にないという形のもので、その運行が必要かどうかという形のもの意向調査という形で取らせていただいたはずでございます。細かい、そのときの事業内容とかという形ものは、まだまだ確定はしておりませんが、まずはエリアを広げるべきかどうかと、その住民皆様の御意見をお伺いしたという形の調査でございました。それで、加茂川地域では今までもデマンドタクシーを十分使っていただいておりますと把握しておりますが、10月1日からの実証運行を始めました賀陽地域につきましては、まだまだちょっと利用が少ないという形になっております。これ

は、私たちの広報活動、説明不足もあるかなというところは痛感しておりますので、今後その辺も併せまして、使いやすいように改善していければと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

賀陽地区での利用率は、大変低いと現在のところ聞いております。理由といたしましては、地区住民の多くはデマンドタクシー実証運行の実態を知られていない、運行時間に制限がある、どなたが乗られるのか分からない乗り合いは遠慮するなどの声を聞いております。まずは、周知不足と感じておりますが、今後利用促進を図るためには、先ほど総務課長お答えもいただきましたけれども、さらにどのような手だてを講じられようとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

乗合タクシーという形がございまして、今パンデミックになっておりますコロナの関係もございまして。若干その辺も影響しとるのかなと。これは、デマンドタクシーだけではなくて、公共交通全てにおいて少し皆さんがお控えになつとるところというところも影響かとは思っています。それと、どうしても利用者が多くなりますと、巡回をたくさんしてから、それから目的地に向かっていくと思っておりますので、その辺でいつ着くのか分からない、いつ出ていけば分からないという形は、これが浸透いたしましても、どうしても起こり得る現象だと思っております。その辺を、それを理解した上で御利用いただくという形の御理解のほうもいただけではなくてはならない乗合タクシーという状態の中でございまして、まずはこの制度はどういうものかというものを、もう少し賀陽地域には丁寧に御説明を差し上げて、それでも使えるという形のものであるという形のもを浸透させていければなというふうと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

当該地域に対しまして住民の方々の理解をいただくということが、まず一つということをおっしゃいました。本当に、内容がまだ十二分に浸透してないというところもありますので、周知不足の点につきましては、十分に今後対策を講じていただきたいというふうに思います。

次に、ふれあいタクシー事業についてお伺いいたします。

ふれあいタクシー事業に関する質問は、今回を含め7回目の質問となり、その内容の多くは町外医療機関への通院を事業対象とするのか否かのものです。毎回の答弁として、内容は都度異なりながらも、町外の医療機関は対象外とのことであります。

改めてお伺いをいたします。町民の皆さんの日常生活圏域での町外医療受診に限る利用制限をなされた根源、また主たる理由は何であるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

ふれあいタクシーの関係で町外に運行できないかという形の御質問でございますが。

まず、利用制限を課させていただきました理由でございますが、ふれあいタクシー事業につきましては、町内の病院への通院や公共施設の利用、買物など日常生活での外出の送迎を対象としているため、運行区域を町内と定めております。これは、地域住民の移動手段だけが問題ではなくて、町内の商工業などの利用を促進して、町のにぎわいをも創出していくという必要もあるためだと考えております。

また、町外の医療機関の受診に利用できるものとしたしましては、福祉移送サービス事業がございます。この事業は、要援護高齢者及び身体障害者など障害を有する方の通院や地域福祉活動など、日常生活における交通手段を確保する目的で実施しており、この事業によりますと町外への通院も可能となっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長の答弁では、町外の医療機関への通院の際には、福祉タクシーを利用するという事を申されました。しかしながら、この福祉タクシーにつきましても条件が付されておろうかと思えます。これに該当なされない方々は、さてどうするのかという対応の必要性が出てくると思えます。町内には各地域に古くから今も変わらぬ地域住民の生活圏域を有しております。地域住民と医療との関係、特に高齢者の方々にとって切り離すことのできない日常生活基盤の一つでもあろうかと思えます。この関係については、取りあえず住民と医療の関係、そこには生活圏域があります。さらには、区域外といたしましても、どうしても通わなくてはならない、そういう高齢者の方々が求める医療機関、地区外の通院というものも必要になろうかと思うわけでありますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

事情によりましては、町外へどうしても行かなくてはいけない医療機関があるという形も理解をさせていただきます。このふれあいタクシーに戻りますと、これで御自宅から公共交通の機関のバス停とか乗り合い場所等まで、町内でございますが、そこまで御利用いただき、そこから公共交通機関、時間的には制限がございますが、使っていただき通院していただくと、まず国立病院につきましては、医療センター便も町で発走しております。また、中鉄バスさん、備北バスさんにつきましては、岡山行き、総社行き、高梁行きという形の公共交通機関がございます。これもある上に、必要な方が、全ての方が町外の医療機関にこのふれあいタクシー等々の別のタクシーを使ってでも行くという形になりますと、どうしてもまた制限ということも出てまいります。じゃ、その制限をどうするのかということも出てまいりますので、まずは御自宅からそういう乗り合いのどこまで出ただく足の確保という形で、このふれあいタクシーをつくらせていただいておりますので、受診だけに特化したものということになりますと、またちょっとお答えがしにくいところにはなるんですが、そういう目的のタクシー事業としてつくらせていただいとるということをお理解願えればと思えます。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

説明のほういただいたわけでありませけれども、2つ目の質問をさせていただきます。

ふれあいタクシー事業を進める上で町民の思いや痛癢は十分に考慮されているとお考えでしょうか。先ほど課長申された答弁の内容も含めてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

町民の思いを十分に考慮させているのかという御質問でございます。

町民の皆様からの御要望につきましては真摯に受け止めさせていただき、事業の改善に生かしてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたが、住民アンケート等から経過しておりますので、いろいろなところでいただく御意見また利用者のアンケート等の結果を確認させていただき、その御意見、御要望を頂戴して、検討してまいろうと思っております。よろしく願います。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

現在の利用料金体制についてお伺いしたいと思います。

現行の利用料金につきましては、多くの声をお聞きしております。現在、町で行う助成率というのは3分の1、利用者の負担は3分の2の割合で実施されています。高齢者の皆さんの中には負担してもらえないのはありがたいが、もう少し安く利用できないかと話される方もおられます。今年度4月から10月の利用累計は1,549件、月平均221件の利用状況とのことです。このうち、医療機関への通院件数は分かりませんが、定期的利用回数の多い方からの御意見であるのかもしれませんが。経費の増大は財政を圧迫させる要因となりますが、利用者の声、財政の両面から利用料金に対する行政の考え方をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

現在は3分の1補助で、3分の2負担という形を承知しております。この料金設定も、以前からという形でございます。また、医療機関への利用の回数も多いことは把握しております。ただ、単にその負担が大変なんだという形だけで、じゃ半分にしましょうとか、3分の2補助しましょうとかという形のものを、なかなかすぐには打ち出せないものもございますので、もう少しよく検討させていただき、それぞれの会議に諮りまして、御理解がいただける利用金設定という形を研究していかなければいけないなあという形は考えますが、今すぐという話の御返答は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

利用料金というのは、財政側から申しますと、やはり財政を圧迫するということにもなりますし、利用者の方からいいますと、やはりもう少し安く利用したいという双方の意見はあります。課長申されたように、今後、この点特に利用者の方々注目され、またお願いをされておるところでもありますので、十二分な検討をいただきまして、進めていただきたいというふうに思います。

地域公共交通対策、最後の質問として、タクシー事業全般でのデマンド、ふれあいタクシー事業の一本化や係る住民サービスの向上、伴う改善のお考えはあり得るのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

タクシー事業の再編、一本化という形の御質問ですが。

まずは、既存のデマンドタクシーやふれあいタクシー、福祉移送サービスなどの各種タクシー事業をより利用しやすくするものとして、これを進めていくことが必要と考えております。引き続き、町民皆様からの御意見や御要望、町内のタクシー業者さんの御意見も勘案しながら、議会の御意見もいただきながら事業の見直し、これを図らせていただきます。

して、さら住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

私たちの町では、地域的条件や人口密度などによって効率化が困難な交通不便地域が大半を占めております。可能な限り効率的で経費節減につながる運行計画の構築は必須と考えます。また、利用対象者と事業者に理解を求め、日常生活圏域の特性や交通弱者の移動ニーズを効率よく集約する仕組みづくりは当然であり、今後の課題と考えます。

繰り返しになりますけれども、運行エリアの特性や移動ニーズの必要性については、どのように受け止められ、今後計画を進められるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

皆様の御要望に全てお応えできるのが最善だとは思いますが、どうしてもいろんな事情がございますので、その中で最善の策、これを考えていくという形でございます。困っておられる方も当然生活しやすくなることもありますが、使われていない方、この方の御理解も必要という形でございます。公平な事業となりますように、さらに研究をしてまいります。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

今回は特にふれあいタクシーにつきましては、町外の医療機関への通院の対象の是非についてお伺いしておるところでございます。

令和元年6月定例会で町外医療機関への通院を対象とするタクシー助成制度として、美咲町の実施例を紹介させていただいております。美咲町では、平成27年度から県下特定機能病院として川崎医療大学附属病院、岡山大学附属病院の2施設、地域医療支援病院としては津山、岡山、倉敷、赤磐市の4市13施設と定められております。年間の利用件数

は100件程度とのことで、負担率は待機時間も含め全て利用料金の半額とのことです。また、町内利用料金は旧町内では330円、町内全域では1,000円に設定されています。年間の利用件数は全体で1,300件程度、予算規模は約7,600万円程度であり、主な財源は過疎債での対応とのことです。また、デマンドタクシー制度は採用せず、私たちの町で言うふれあいタクシー一本化とのことであります。

国内の多くの自治体の中では区域外指定医療機関や指定箇所など同様の条件を付し、区域外を対象とする自治体、検討中の自治体は多数あります。先ほどから申し上げた過疎地域における日常生活圏域に属する医療機関への通院は、高齢者や交通弱者にとって生きるための手段であり、その対応は自治体にとっては避けることのできない課題ではないでしょうか。

改めて、お伺いをいたします。町外医療機関への通院に限定したタクシー事業の運用の可否、タクシー事業の一本化、併用化について、町長はどのようなお考えか、御見解をお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私への見解ということで、少し述べさせていただきますと、それぞれの自治体でそれぞれ特異性のある施策を打っております。美咲町さんもすばらしい施策、それから近隣の施策もすばらしいものがございます。ただ、その施策を全て我が町ですというのは、財政的な観点からもそれは無理というものでございます。しかし、我が町に合った、やはり交通なら交通の在り方、それからいろんなまちづくりの在り方というのがございます。しかしながら、しっかりと財源を見だし、また町の身の丈に合ったといいますか、より効果的なサービスを研究する必要はございます。しっかりと近隣の施策も勉強させていただきながら、この財政の中でしっかりと実現できるようなものを研究していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町長申されたように、非常にサービスの向上ということは、イコール財政に非常に影響

してくるということもあります。また、それぞれの町の財政規模によりまして、その内容は大きく左右すると考えられます。しかしながら、先ほど来、これまでも申し上げましたが、本当に先ほど福祉タクシーの話も出ました、いずれにも該当しないという方々、しかしながら自分の手足でバスに乗り、高梁、総社、岡山にせよ、真庭圏域にせよ、通院をするということがなかなかできないという方は、悲しいかな実費でのタクシーで行かれておるわけであります。そういった、本当に皆さんの生活の中で自分の命を守るといいますか、そういったどうしても切っても切れない医療機関への通院ということについては、先ほど町長申されたように、それぞれの状況も確認しながら、今後町にとってこういったものが一番の得策となるのかという辺り、十二分に御検討を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、小さな拠点事業についてお伺いいたします。

新山地区生き活き拠点運営補助金制度は、本年度で補助期間終了となります。令和4年度の予算措置を含め事業に対する今後の取組、方針についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

令和4年度の予算措置の方針についてという御質問であります。

新山地区が取り組んでいる小さな拠点事業につきましては、令和元年から新山ほほえみセンターを拠点として、新山ほほえみ商店の運営、高齢者の無償送迎サービス、介護予防支援事業の3本柱で取り組んでいる事業に対しまして助成を行っているものであります。町といたしましては、この取組が一日でも早く安定、継続して行える体制をつくっていただきたいという思いではありました。先般、新山地区活性化推進協議会のほうに現状につきましてお聞きしたところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上の減少や物価の高騰による経費の増加などから、可能な限り切り詰めてはいるが、運営は非常に厳しいとのことでありました。そのため、こうした現状を踏まえ、ウイズコロナ、アフターコロナに向けまして、もう少しの間支援が必要であると考え、この場所が単なる商店運営でなく、地域住民の生きがい、健康づくりの場であり、地域のとりでとなる明るい展望につながるよう、できる範囲での支援、サポート体制のほうを執っていきたいと考えているところであります。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

新山地区生き生き拠点運営補助につきましては、課長の答弁からいたしますと、来年度継続をしていただけるのではなかろうかというようにお聞きをいたしたところでありませう。ぜひとも、そうしていただきたいと思ひます。

新山地域の皆さんは、地元協議会を立ち上げられ、小さな拠点づくりの目的に沿った地域運営組織を構築されており、人材と組織による活動と新山地区の小さな拠点づくりとして熱心に取り組んでおられます。今後、運営に関わる人手不足や高齢化、運営収支の面など課題に直面しながらも、新山ほほえみ商店による日用品や食料品の販売、高齢者の方々の無料送迎サービス、生きがい、健康づくり支援を通じて、将来にわたって地区の皆さんが暮らし続けられるようにと、必要な生活サービスを日々展開されておられます。まさに町の小さな拠点整備事業のモデルとして取り組まれていると考えられます。町が今後、地域の拠点を核とした小さな拠点づくりを重点プロジェクトに掲げておられるのであれば、町は小さな拠点整備事業の効果や必要性を行政努力を存分に発揮し、町内へ広く波及していく責務があると思ひます。

今回、最後の質問といたします。今後、当該整備事業を町の主要事業として引き続き取り組まれるのかどうか否か、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

町といたしましても、他の地域におきましても、この小さな拠点づくりの取組のほうを検討している地域がありましたら、いつでも相談に乗る体制を取っております。地域によりまして取り組む課題もいろいろなケースがあると思ひますので、それぞれの取組に合った県内外の先進事例地の紹介であったり、県の中山間地域支援センターとの連携を図りまして、町の総合計画あるいは総合戦略に掲げておりますように、地域の取組のほうを支援してまいりたいと思ひています。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

本当に町内どこの地域を見ましても、なかなかもうお店もない、スタンドもない、何もないというようなことで生活は非常にもう厳しくなるばかりであろうかと思えます。そうした中で、一つ小さな拠点づくり整備事業、困ってはおりますけれども、じゃ、どうしたら困らなくなるのかということに住民の方々考えておられるかもしれません。そうした意味におきましては、やはり行政のほうが小まめな説明といいますか、今言われました紹介、そういったものも含めて、この事業を各地域にぜひとも根づかせていただきたいと、このように思います。

今回の質問では、町の主要産業や廃校地の跡地利用、地域交通対策、小さな拠点整備事業につきましての概況や今後の課題についてお伺いをいたしました。それぞれの内容について、この場で終わることなく、住民の皆さんの理解につながるように、日々の取組や努力を今後いただきますことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田であります。議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従いまして、今回は大きく分けまして4項目の質問をさせていただきたいと思えます。それぞれ通告用紙の順番に従いまして質問を行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、町民の健康増進を図ることで医療費削減の効果をもたらすためには、2つの助成制度について今回お尋ねしたいと思えます。

まず1つ目といたしまして、人間ドック助成金の増額についてお尋ねします。

この人間ドック助成事業につきましては、単に個人負担を減らすことのみが目的ではなく、住民の皆さんが早期の受診により、病気の早期発見、早期治療につながることで、このふるさとで健康に暮らしてもらえることで、最終的には医療、福祉費の抑制が目指せる助成であり、今後、吉備中央町の財政圧迫を軽減できるものと、私は思っております。

そこで、この人間ドック助成事業の助成額、現在8,000円、これを健康増進を目標にさらに増額すべきではないかと思えますので、その辺りのお考えをお聞かせ願いたいと

思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、8番、黒田員米議員の人間ドックに関する御質問でございますが。

現在、町の人間ドック助成事業は、吉備中央町国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方を対象にし、町実施の特定健康診査の受診に代えて、結果の提供を行っていただいている方に対しまして、受診費用の2分の1以内で8,000円を限度とし、助成を行っております。令和2年度に5,000円から限度額を現在の額に引き上げて助成を行っておりますが、町実施の特定健康診査につきましては約1万円の補助をしております。本人負担は1,500円で受診をしていただいておりますことから、人間ドックの助成増額につきましても、今後しっかりと検討をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

検討ということで前向きに考えていただけるものと思っておりますが、先ほど町長の答弁の中にありましたけど、現在の集団健診を受けている皆さん方、こちらのほうが大体1万円少々の金額になろうかと思っております。

実は、この人間ドックを受けていただくことの重要性、これは集団健診では分からない部分をさらに精密に診ていただけるのが人間ドックではないかなと、私自身は思っています。それを考えますと、人間ドックを集団健診よりは、逆に言えば人間ドックをしっかり受けていただくほうが、その個人の方の異状が早くつかめるように私は思いますので、今人間ドックを受けるとなれば大体2万円あるいは3万円かかる場合がありますので、その辺りも含め、そういった詳しい検査を受けるのであれば、やはりそこに対する金額をちょっと若干上げていただく、補助事業を上げていただくことによって、冒頭申し上げたように、最終的には町財政の負担が減っていくと、このように私自身は考えておりますので、しっかりこの辺りはそれこそ研究していただいて、早急に取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺り、いま一度、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員言われたとおり、人間ドックは、がんであったり、いろんな様々な検診もしていただきます、希望者によっては。そういう意味では健康増進にとっては、町の特定健診以上に効果があるものだと思ってます。その辺も加味しまして、しっかりと検討していきたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは次に、その人間ドックの助成事業、現状においてはこの対象者、この中に後期高齢者の皆さん方は含まれておりません。この辺り、74歳までが対象になっているわけなんですけれども、現在の人間ドックの助成事業に含まれていない理由を尋ねてもいいんですけれども、何がゆえにこの75歳以上は除外しているのか。ちょっとこの辺り、分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この人間ドックを74歳までに切りましたのは、国保制度の中で後期高齢者医療が離れました。その時点で、後期高齢者医療のほうでしっかりやっていたらこうということだろうと思います。しかしながら、この生活改善による疾病予防とともにあり、生活の質も後期高齢者の方もしっかりとしていただかないなりません。そういう意味では、この高齢者の方につきましても人間ドックというのは、大変こう有用なものだろうと思います。それも含めまして、それこそ研究をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

理由をちょっとお尋ねをしたわけなんですけど、既に検討していただけるというふうなところへ話が進んだので、逆に言えばいいかなと思いますので、ぜひこの辺りも、最近では

75歳以上でもまだまだお元気で、現役として農作業等々もしっかり頑張られている皆さん方もいらっしゃいます。そういった皆さん方が、先ほど町長も申されたように、詳しい検査を受けて、早い治療に入って、早く健康につながっていくというのは、もう本当これ重要なことだと思いますので、研究、検討、行政用語ではなかなか、我々も先輩議員からあんまり信用するなどよく言われたんですけども、ぜひここは信頼しますので、研究した中で早急に取り組んでいただきたいと思います。

では続きまして、補聴器の購入助成につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

補聴器の購入助成につきましては、障害者手帳所有の難聴者に対しまして、まず補聴器購入助成を行っているかと思えますけど、ちょっとこの辺りの現状を御説明願いたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

補聴器購入助成でございますが、これにつきましては身体障害者手帳を所有されている方が補聴器を購入される場合、原則1割負担で購入できる制度がございます。聴覚障害者で身体障害者手帳の交付を受けている方は、申請により補聴器の購入助成を受けることができます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

現状では手帳所有の方については、1割負担で補聴器が購入できるという説明でありました。

次に、私がお尋ねしたいのは、逆にじゃ、この障害者手帳所有以外の方、この皆さんについてちょっとお尋ねしたいわけなんですけども、それに当たって、なぜそれをしつこく言うかですと、私自身ちょっと若干、集いの場というところをお手伝いさせていただけるんですけども、高齢者の方も大勢の方いらっしゃいます。その中で難聴と思われる皆さん方、やはりその会の中で会話が、コミュニケーションが取れないのでどうしても孤立しがちになってきます。その孤立が進んでいくと、やがてその集いの場に来ることがおっくうになってくる。おっくうになってくると、今度はおうちの中でひきこもり状態になって

いく。さらに、そのひきこもり状態がフレイルと呼ばれる不活性な状態になっていって、最終的には寝たきりの要介護の状態に続いていくと。この辺り含めて、やはり皆さん方とコミュニケーションが取れる、音が聞こえるということ、これはとっても大切なことだと思います。

ですから、先ほど手帳を持たれている方はもちろんですけども、手帳を持たれていない皆さん方に対しましての補聴器の助成、これはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

確かに議員言われるように、特に年を重ねていきますと、なかなか聞こえにくくなる方が多くおられます。そうした中で、聞こえにくくなったときには、まずはお医者さんにかかっていただくことが一番だろうと思いますけど、そうした中で持たれてない方についても、やはり補聴器等を購入される方もおられます。大変な負担とは思いますが。これも含めまして、先ほどの後期高齢者の助成の追加、そして助成額の増加等々、いろいろとさせていただくにつきましても、現実には多岐にわたってきます。その辺全て、いろいろなことを経費等を考えまして、このことについても、それこそ研究、検討をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひ、検討という中で、先ほど同僚議員の答弁の中に町長のほうの話もあったんですけども、近隣の取組等々もしっかり研究しながら、この吉備中央町に合ったものにしていきたいというような答弁もありました。

このことは、私自身もちょっとほかのこの自治体の状況を確認した中では、瀬戸内市さんであるとか、備前市さん、この辺りが今の障害者手帳を持っていない人のために取組をやられています。これは、先ほど町長言ったように、近隣の自治体です。調べていく中で、実はこれは近隣ではなく、この吉備中央町の前進である加茂川町、こちらにもちょっとここへ実施要綱をコピーしたものを持っているんですけども、加茂川町福祉ハート事業実施要綱というものを平成8年につくっておられます。このものは、実は今の備前市さん

とか、瀬戸内市さんがやられているものとほぼ一緒のものを既に、当時の加茂川町は取り組んでおりました。今の手帳を持っていない皆さん方に補聴器の購入助成をもう既にやってたわけなんです。これが吉備中央町になった段階で、残念ながらこの条例は廃止になっているようでありますけども、ぜひこの吉備中央町の前進である先輩方がそういう熱い思いを持って、困られている人のために何とかしなければいけないと、この思いはやはり我々吉備中央町としても引き継ぐべきだと私自身は思いますのでぜひ、先ほどの研究等々しっかりしていただきたいと思いますので、この思いも引き継いでいただけるかどうか。この辺りももう一言お願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

平成8年に旧加茂川町のほうで制定をされとったと、しかしながら合併に伴ってなくなった。ただ、そのなぜなくなったかもしっかりと検証しつつ、研究をしていきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまより11時まで休憩とします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒田員米君の一般質問を続けます。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ちょっと先ほどの話に戻りますけども、補聴器につきましては、当然、加茂川時代のをやめた理由等々もしっかり研究して調べた中で、どういう理由があったのか、あるいはそのメリットあるいはその財源等々もしっかり調べた上でやっていただければと思いますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

では引き続きまして、大きい2番の質問といたしまして、内部統制制度についてお尋ねしたいと思えます。

実は、このことにつきましては私自身も、この内部統制、言葉はちょっとよく分からなかったわけなんですけれども、そんな中で先月この内部統制に関する研修会へ参加させていただく機会をいただきまして、研修を受けさせていただきました。本来でありますと、当然、聞いたばかりなので、もう少し自分の中でも知識を増やした中で質問をすべきところなんですけれども、このことにつきまして、やはり早いうちに行政の皆さんあるいは外部団体も含めた皆さん方にも問題意識を持っていただくためにも、今回の質問として取上をさせていただきました。

この内部統制というものにつきましては、実は先日も、これは民間企業になりますけれども、現在も話題になっているんですけども、ある就職紹介企業がメールを送る際に、不用な文言をつけて、そのままメールを一斉送信をしてしまって、関係者にちょっと迷惑をかけているというのが、今現在でも進行形で問題になっております。

この内部統制というものの、言葉を、私自身がちょっと解釈した中で説明させていただきますと、リスク管理という部分であろうかと思えます。リスク管理というのは、行政においては、例えば災害のときのリスクあるいは災害、消防とかという、そういった実働のリスク管理とそれから今回のこの内部統制は、事務上のリスク管理です。例えば組織内において業務を適切に進めるためのルールや手続を設けた上で、組織内の全ての人があるルールに基づいて業務を遂行する。こういう手順を私は内部統制だと、このように理解しております。

そんな中で、この内部統制という制度は、2020年4月1日より47都道府県と20政令都市、これにつきましては地方自治法に規定した内部統制の整備運用開始しております。これは義務です。政令都市以外の市町村については、努力義務団体というふうな指定でありまして、できるならやってほしいという部分で明記されております。

まず、1つ目の質問といたしまして、努力義務であるこの吉備中央町、この吉備中央町はこの内部統制制度についてどのような方針でおられるのか、お尋ねしたいと思います。

さらに、仮に答弁聞いてからになりますけれども、取り組まないとすれば、その理由があるのであれば、ちょっとその辺りも、まずお答えいただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

8番、黒田員米議員の内部統制の取組の考え方と方針という形のものでございます。

まず、繰り返しになるかも知れませんが、議員の御指摘のとおり、地方自治法第150条において都道府県及び人口50万以上の政令都市にあつては、その担任する事務について管理及び執行が法的に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を策定する、そのことが義務づけられており、その他の市町村には努力義務とされているところでございます。

内部統制と申しますのが、細かく言いますと、1番目に業務の効率的かつ効果的な遂行、2番目に財務報告等の信頼性の確保、3番目に業務に関わる法令等の遵守、4番目に資産の保全、この4つの大きな目的、この目的を達成されないリスクが発生した場合に、そのリスクを一定の水準以下に抑えること、これを確保するために業務に取り組み、その組織内の全てのものが、その基準によりまして遂行し、確保するという、この方法をつくることという形のもので概略認識しております。

このことは、実は現在でも職員の日常の業務施行の中で十分注意をして行われているものではございまして、決して新しい制度を立ち上げるとか、概念ではないという形ではございます。しかし、リスクを減らすために組織内において業務を適切に進めるためのルール、手続を設けまして、組織内全ての人があるルールに基づいて業務を遂行する。このことは当然必要なことでありますし、重要なこととございます。このことが行政が行います住民の福祉の増進を図る、この大きな目的を達成しやすくする方法として取り組むべき制度であると考えております。

しかしながら、現時点ではその制度の策定にまでは、今及んでおりません。そのために我が町に合った町独自の内部統制の施策を県や専門家等々の御意見もお聞きしながら、研究検討してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今の課長の答弁の中にありましたけども、この内部統制という制度は、本当目新しいものではなくて、既にもう今現在も行政としてはもう取り組んでいる部分が主な内容であります。ただ、それを統括して一本化していくのがこの内部統制という作業になるわけなんですけども。先ほど課長言われたように、現時点でもうこの事務的リスクに対する対策、これは行っているという答弁でありますけど、主にはどういうことをどういうふうな気を

つけているのか。この辺り、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

あえて主なものと申し上げますが、まず毎月2回行っております課長会議、この場におきましてあらゆる行政施策等の伝達、それから注意すべきこと、今問題になっていること、このもの等々の改善策、これを指示しております。その指示によりまして、所属長から全職員へ周知徹底をいたしまして、その改善施策に当たることについて周知を図っております。

また、公金等の適正な執行につきましては、監査委員制度を御利用させていただき、例月監査等を受けまして、公金のリスクの低減を図っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

現時点でも課長会議等々においてリスク管理をしているというお話がありました。そういう中で、実はこの3番目の質問に入りますけど、町のホームページの例規集、この例規集は、例えばですけど、本年4月条例改正が行われたものが、実はその後、多分今現在もだと思えますけど、改正が行われておらないものがそのまま示されております。これは、どういうふうな理由であったのか、あるいはそれについて対策が行われているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

町のホームページの更新ができていなかったという事実が、その理由はという形のものでございます。

これは、まずおわびを申し上げます。確かに町のホームページの訂正ができておりませんでした。議員からの御指摘の後、直ちに調査を行いました結果、言い訳になりますが、

インターネットブラウザが町のインターネット端末に不適合であったことが判明し、その改善として現在は適合するブラウザに変えて、追録データの取り込みを既に行いまして、もう既に最新の状況に更新が行われております。このことも先ほど申されました内部統制の一環かとは思いますが。

今後の再発防止の対策といたしましては、追録データの取り込み手順のマニュアルの再確認と、その取り込み結果を複数人で確認する、並びに事務担当者が主にやりますが、その異動などのときには、確実に事務手続を行うよう徹底すること、これをさせていただこうと思って、今改善をしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今説明があったように、その前に課長が言われたように、課長会議等々でリスク管理はやっているという中でも、やはり現状ではこういうことが起きていたと、これはもうやっぱり人間がやることですので、ヒューマンエラーというのはもう常について回る話であります。ですから、やってるとは言いながらも、やはりどっかでは見落としというものが発生しますので、ぜひ内部統制という事柄をここでやらなきゃいけないということを私は言ってるんじゃないくて、やっぱりそれに準じたとをやっていかないと、結局はこのことによって、最終的に町民の皆さん方へひょっとしたら負担をお願いしなければいけない事案に発生するかも分かりません。それから、逆に今度は、行政の皆さん方が今の現在、社会状況では大きなミスをする、今は住民訴訟で損害賠償、これはもう今、本当多分皆さん方も御存じだと思います、数千万円が個人宛てに来る、こういう世の中です。ですから、そういうことも考えた中で、やはり内部統制というものに似通ったものはきちんこの組織の中でやっていかないと、とても大変なことになるんじゃないかと、私はそれを思って、あえて今回早めに上げさせていただいたわけです。

そのことは、今回この4番目のところで努力義務であっても、やはりそれに準じたものをつくるべきではないかというのが私の大きな提言であります。このことは、実は吉備中央町という組織のみならず、外部組織にもこれは準じるわけです。殊今回、ちょっとある組織の中で労務災害がありましたけども、その情報がやはり各部署がどういうルートで、どの時期にどういう形で、その情報を伝達していくかという、こういうことを最初に決めて

おけば、殊今回のように情報が遅れていくということはなかったんだと思うんです。ですから、そういうことをこれを契機にぜひ、再び発生してはいけないわけなので、このことが再び起こってはいけませんけども、仮に起きたときには素早く動けるように、内部統制に準じたものをしっかりと考えていくべきだと思いますけど、いま一度御回答願いたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

議員のおっしゃられるとおりでと思います。ヒューマンエラーという言葉はいただいたんですが、人間、気をつけていても、どうしてもうっかりとか、確認ミスがそのときの状況によりまして起きます。そのものにつきまして、さきにも申し上げたんですが、現在我が町にはその内部統制がございませんので、また隣の町がつくったものをそのままコピーして使うというような形でもないようです。その町に合ったものをつくりなさいというような指針も出ておりますので、県や専門家等々の御意見もお聞きしながら、繰り返しますが、今後研究、検討してまいりたいと存じます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひ、この辺りはしっかりと進めていただきたいと思います。

このことは、今日こちらにいらっしゃる執行部に皆さん方は当然なんですけども、私自身は、多分この声を聞いている職員の皆さん、若い世代も含めた一般職員の皆さん方、我が身のことと思って、やはりそういうことはやっていかなければいけないということをぜひ考えていただきたいと、このように思っていますので、ぜひそれに向けて進めていただきたいと思います。

では次に、大きい質問の中の3番目の質問に入らせていただきたいと思います。

権利擁護センターについてお尋ねしたいと思います。

このことは、昨年12月の質問でさせていただきましたけれども、当時の答弁では令和4年度に運用開始を目指すというふうな回答でありました。そういう中で1年間たったわけなんですけれども、現状での権利擁護センター、これ多分仮称になろうかと思えますけ

ど、中核機関と呼ばれるものの、その経過と進捗状況、これをお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

8番、黒田員米議員の御質問にお答えします。

権利擁護センター、中核機関の経過と進捗状況でございますが、来年4月に直営として福祉課内に設置する予定で準備を進めています。具体的には成年後見制度利用促進のための条例作成、利用促進委員の選定、普及啓発リーフレットの作成、岡山県主催の市民後見人養成講座の受講に対する負担金助成の要綱作成、後期市民後見人養成講座フォローアップ研修の準備などを行っているところです。

また、中核機関の名称についても、現在検討中です。

広報については、設置前に広報紙等で普及啓発していきたいと考えています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

進捗状況としては、取りあえず進んでいるということで、来年4月を目途として開設準備ができるかと。

先ほどの課長の話の中では直営というお話がありました。直営となったときに、現状の吉備中央町のどの部署につけるか、ちょっと私分かりませんが、福祉課の中になるのか、何になるのか、また独立するのか分かりませんが、人間的な配慮、これは可能なんでしょうか。この辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

人員に対する御質問でございます。

現在、年間約3件の町長申立てがございます。この3件につきましては、将来的には高齢化ですとか、単身世帯の増加などでどんどん増えていくことが予想されますけども、直近の数年間におきましては、それほどの変化はないものと考えております。そういったこ

とで、3件前後であるならば、今の人員で対応できるというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

3件ということでの説明でありました。私自身は、この3件というものがもう少し水面下では数が増えるのではないかなあと、このように思っております。

それと、権利擁護センターという部署の動き、これは多分、課長はもう既にあちらこちらを多分研究されているんだと思いますけれども、例えば法人後見というものを、これは多分吉備中央町がそのまま直営でやられるのではないんだと思うんですけど、この部分は多分どっかへ外注というか、委託を出されるんじゃないかと想像して、ごめんなさい、言うわけなんですけども。これは指揮監督することについても、かなりの労力を使われています。それから、例えばそれぞれの皆さん方の相談事というのは、事細かに今度はやっていかなければいけない。その部分について、やはり時間が取られていく、そしたら人を割かれていく。

こういう中で、もう一つお尋ねしますけども、例えばその職員の皆さん方は、今の福祉課の部署の中へ設けるとしたときに、福祉課の職員の皆さん方が兼任でやられるのか。兼任辞令で、今の擁護センターを運営していくのか、あるいは専任の人間をそこへ張りつけをするのか。ちょっと、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

人員の専任、兼任のお話でございますけども、現状考えておりますのは、福祉課内のそれぞれ社会福祉班、障害福祉班、包括支援センターとございますけども、それぞれの職員がそれぞれの担当ごとに兼任で行っていく予定でございます。今後、そういった事業をする中で、いろいろ事態の変化がありまして相談事が増えたりとか、そういった対応をしなければならぬ案件とかが増えた場合には、その時点で再度人員を増やして専任をつけていただくのか、もしくは先ほどお話がありましたように、外注のほうをしていくのかという判断になろうかというふうに思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このことは、作業量がまだまだ未確定ですので分かりませんが、私自身は、やはりこのスタートのときというのは物すごく労力を使うと思います。特にこういった組織がまずスタートというときですね。いろんなことが発生してきますから、それに対応する。その対応するのも初めてのことでありますから、余計ごちゃごちゃしていく。となれば、やっぱりそこに労力が割かれていくために、人が足らなくなってくる。仮に、その人が足らなくなるといふことになっていくと、最終的にはやっぱり利用者のサービス低下につながっていく可能性があるんで、ぜひこの辺りは十分配慮しながら、権利擁護センターという名前になるかどうか不明ですけども、その運営機能がきちんと能力が発揮できるように、随時検討しながら、それこそ先ほど町長が話された、検討、研究しながら弾力的に変えていけるようお願いしたいと思います。

その権利擁護センター、中核機関でありますけども、この運営メンバーはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

運営メンバーの御質問でございますけども、まず事務は、先ほど申し上げましたように、福祉課内の職員で兼務をするということで対応したいと考えております。

また、運営に当たりましては、委員会を設置する予定でございます。その委員会のメンバーというのは、専門職といたしましては弁護士、司法書士、社会福祉士、それから行政機関の職員といたしまして、警察、岡山県、また所掌事務遂行のために必要と認めるものといたしまして社会福祉法人連絡協議会ですとか、障害者自立支援協議会、民生児童委員協議会、消費生活相談員などを充てることといたしております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

多数の専門職の皆さん方によって運営していくという説明でありました。今の説明の中に、実は市民後見人という言葉は入っていませんでした。この権利擁護センター、将来的

な多分、視野の中には一番最前線で活動するメンバーというのは、さっき言うたように職員の皆さん方はもう多分人手が足らなくなるので、吉備中央町では町民の皆さん方をお願いせざるを得ないのが実情だと思うんです。そうしたときに、その市民後見人がその組織の中のメンバーに含まれていない、これの理由は。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

市民後見人ということでございますけども、市民後見人を選任するか否かにつきましては、この利用促進委員会なり、中核機関の所掌事務遂行のために必要かどうかということを検討いたしまして、今後決定したいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

市民後見人はこれから、利用をどうするかをこれから考えていく。他の市町村は、もう既に市民後見人が活動しています。このことは、吉備中央町もぜひそうせざるを得ない状況にもなってるわけです。となれば、一番最前線で利用者さんと直接対面をする、その方が、その組織のメンバーに入っていないということのほうが、私は不思議だと思うんです。

例えば、今の専門の方を入れる言いますけども、例えば弁護士、司法書士、そういった方が対面的にその利用者と会う回数というのはどのくらいあるかです。実情が分かるかどうか。だから、それを考えたら、やっぱり一番最前線にいる人間が入っとくべきだと思うので、この辺りはぜひしっかり考えていただいて、含めていただきたいと思います。

次に、その市民後見人の育成状況についてお尋ねしたいと思います。

現状では、この市民後見人育成研修会、これへの参加をどのように公募されていますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

市民後見人の現在の公募ということでございますけども、現在のところは市民後見人の公募は行っておりません。公募につきましては、来年4月に中核機関が立ち上がり次第、公募を始めたいというふうを考えております。

現在のところの市民後見人の状況でございますけども、今年度岡山県主催の市民後見人養成講座の研修を受講された方がおられまして、これは自主的に行かれておりますけども、2名の方が受講をされております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今2名の人間が受講というふうなお話ありました。じゃ、2名以外に吉備中央町の中で、多分この今やってる研修については、その受講者の名簿というのは最終的に福祉のほうへ届くと思います。けれども、それ以前にそういった研修を受けた人間が吉備中央町内にいるのかどうか。この辺りの確認というのは、何かできていますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

現在、市民後見人のそういった研修を受けておられる方が町内におられるかどうかということでございますけれども、こちらについては把握をしておりません。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

この辺りも、ぜひ中核機関を運営するためには必要なものですから、ぜひしっかり集めていただきたいと思います。今後、名簿等々を作成していただきたいと思います。

次に、この市民後見人の研修については、今は国のほうの指針では、その研修を受けた後は各自治体、市町村のフォローアップ研修を受けてくださいと、そのフォローアップを受けた時点で市民後見人としてスタートしてくださいというふうな、ちょっとした内規的なものがあります。その辺り、吉備中央町はどのようにお考えになったんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

市民後見人研修の受講者に対するフォローアップ研修でございますが、さきの進捗状況の中でも若干触れましたが、現在研修のカリキュラム作成などの準備を進めているところです。また、町単独で行うか、あるいは他団体との共同で行うかなども含め、現在検討しているところです。岡山県の養成講座基礎研修を終了された方は、後期養成講座、フォローアップ研修を受講していただき、後見業務などのサポート活動の経験を積んだ後に、町の市民後見人として登録させていただくこととしています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

実務経験が欲しいという部分だと思うんですけども、このことについては、現在社協が行っています日援と呼ばれる、日常生活自立支援事業ですか、そういうようなものの補助事務をしたら、これに認めてもらえるとか、そういう考えはありますか、ありませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

その辺りは、今後中核機関を立ち上げまして、その中の協議において決めたいと思いますけども、今言われました日援の事業というのも、そういった後見の事務につながる部分は多々あると思いますので、その辺りも含めて今後検討したいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

権利擁護については、先ほど課長の説明はありましたけど、一部ではやっぱり専門的な知識がどうしても必要、でも一部では地元で根差した顔見知りの皆さん方がその利用者さんのところに行くことがとても重要になると思います。その両方が同じように手を組んでやっていくことが、一番利用者さんにとっては素晴らしいことだと思うので、それも含みおきながら民間の力をきちんと使っていただけるように、しっかりフォローしていただきたい

いと思いますので、その辺りも検討をお願いします。

では最後に、4番目の大きい質問に行きたいと思います。

防災士についてであります。これにつきましても、実は昨年この12月定例でお尋ねをした中でありますけれども、組織化についてはどうなんでしょうかというお尋ねをしたところ、答弁では、組織化については必要と思われる、さらに前向きに検討をするというふうに答弁をいただいておりますけれども、その前向きな検討がどこまで、どのように進んでいるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

8番、黒田員米議員の防災士の組織化、それから今の経緯と進捗状況という形でございます。

本町では地域防災のリーダーをまず防災士と考えて、その育成をするための目的で令和元年度から防災士資格取得経費を全額町が負担をいたします防災士育成事業負担金制度を創設し、防災士の育成に努めてまいっております。令和3年11月30日現在までにこの制度を利用して現在5名の方が防災士の資格を取得されており、現在4名の方が資格取得の試験に申し込んでおられているのが現状です。また、本町の消防団の幹部の方16名が本年度中に防災士の資格を取得されるという見込みであるということが分かっております。また、町内で既に防災士の資格を取得されておられる方を調べたところ5名がおられまして、この方々全ての方を合わせますと26名から30名ぐらいになるということが想定されます。

このように、ある程度まとまった人数の防災士の方が確保されたことから、来年度中になります。町内の防災士の方に集まっていただきまして、まずは意見交換会、それからできれば防災研修会などを開催させていただき、町内防災士の組織化を図っていこうと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

12か月たったんですが、組織化はちょっと現状ではできていないという中で、来年に向けて組織化をしていくと、ぜひ来年のこの時期もひよっとしたら尋ねるかも分かりませんので、お願いしたいと思います。

その中で、課長が今ちょっと1つ説明いただいで中で、消防団員の中で16名の方が防災士をここで受講されるというお話がありました。これ、私のちょっとかすかな知識で申し訳ないんですけども、消防団員の多分、分団長から上の方については、今の研修内容が若干短く済む、あるいは金額が安くなる、こういったメリットがあるように記憶しておりますが、その辺りは何か情報をつかまれていますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

議員の記憶が正しいと思います。実際には、行政の研修等々が免除されるところもあります。それから、今6万何がしかかる申請の事業のうちの費用が8,500円程度で済むという経費のメリットもございます。

ただ、この資格を取っていただくだけでは防災士としてどうなのかということも、その後につながりますので、この辺のことをおのおの先輩方の防災士の方の御意見や指導を仰ぎながら、皆さん同じレベルの防災士として活動できるような形で進めていこう、これが組織化の目的の一つでもあると思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

これだって吉備中央町が研修先として派遣をした赤磐市では、既にもうかなりの数の方が防災士となって、今、防災士連絡協議会だったかな、という組織づくりをされて、情報誌を発行したりとか、それぞれの防災訓練あるいはフォローアップ研修、そういったものを既にやられております。ぜひ、その辺りも、何回も言いますけども、研究、検討するのであれば、そういったとをしっかりと見習いながら、吉備中央町で取り組める部分はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になりますけども、この防災士の育成については、今後も行っていくのかを

お尋ねすると同時に、今年度の計画についてはどのような状態になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

今後も防災士の育成を行うのかという御質問ですが、今後も引き続き防災士の確保、育成につきましては推進してまいる考えでございます。

また、本年度という形の目の前の計画をお示しすることができないんですが、まずは組織化を目標とすることが一応ゴールではなくて、その目的とすることは各自治会等における防災講座や防災研修会、これを防災士の方が講師またはアドバイザーとして担っていただきまして、災害危険箇所の把握や避難ルートまたその確認や避難訓練等、この実施をするときに、ぜひその任を担っていただきまして、地域の自主防災組織の中にその方たちが何人かいるとかという形のことを目的とし、育成強化につなげてまいることが重要だと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今年度の計画としては研修には、ちょっと今の回答だったら参加しないのかなというふうに想像しましたが、現実には、ちょっと調べましたら、岡山1月コースとして岡山勤労者福祉センターで来年1月8日、9日二日間コースで研修が組まれているようです、防災士会のほうで。そこへもしも可能であれば1人でも2人でも送って、人数を増やすほうが、今の課長の思いには通ずるのかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

何遍も言いますが、課長も言われたように、つくることが目的ではない、育成が目的じゃないんで、その防災士となった皆さん方がどのように地域で活動していただくかが最終目的であるので、ぜひ、その辺りも含みおきながら、防災士の皆さん方の力をしっかりと行政としても貸していただけるような工夫をお願いしたいと思います。

これで、全体の質問としては終わりますけれども、質問を通して最後に1つだけ、今

回、研究あるいは検討という回答が多かったわけなんですけど、これは私自身は、冒頭言うたように、先輩議員は信用するなよと言いましたけれども、私自身は信じております。何らかの形では動いてくれるものと、町長も何遍も検討を繰り返されましたけども、何かの形では動いてくれるものと信じてますので、ぜひ前向きに、その検討をまず進めていただく実行動を表していただきますように、ここはもう本当切に、ちょっとお願いというのはおかしいですけども、期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

順次発言を許します。

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

7番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。質問形式は、一問一答です。テーマは通学時の安全確保対策、各種のワクチン接種について、地震に対する防災対策の3つです。

最初に、児童の通学路の安全確保についてお尋ねいたします。

毎年、各学校の通学路の危険箇所については、PTAと学校長からの要望の聞き取り、それと並行として県による調査が行われています。本年度は、総社市で通園途中の大きな事故があったために、さらに2度目の調査が行われていたということです。通学路の各所にはグリーンベルトも施されてはいますが、立地条件によっては児童が歩く幅自体が白線と緑色の線の上のみ、ともすれば車道にはみ出すという箇所も少なくはないのが現状です。

そこで、お尋ねします。現在、町内の各小学校の通学路の危険箇所調査では、何か所が上がっているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

7番、河上議員の御質問にお答えいたします。

県内でも児童・生徒が死傷する痛ましい事故が発生するなど、通学路における交通安全を一層確保することが重要であると教育委員会としても認識しております。このため、毎

年各学校の実情をよく御存じのPTAの方を通して、通学路危険箇所の改善要望を上げていただき、住民課、建設課、県民局、北警察署と連携の上、現地を確認し、改善を図っているところでございます。今年度、お尋ねの危険箇所については55件の改善要望が上がっているところです。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

じゃ、55件というお答えでしたが、その中で10年以上改良または改善がなされていない箇所はどのくらいあったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

10年以上改良、改善がなされていない箇所についての御質問でございますが、現在確認できる限りでは、5年以上にわたって要望が続いている箇所で、具体的な改善計画に至らない箇所は、県道高梁御津線、国道484号線など3か所となっております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

私がなぜ10年とお尋ねしたかということ、小学校に入学した子供が高校生になるほどの長い年月をかけても状況が改善されないのは、何がネックになっているのだろうかと思ったからです。もちろん、町道と県道、国道ではそれぞれ管轄が違いますから、一概には言えないと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

その原因として考えられることということでお答えをしたらよろしいでしょうか。

まず、道路の拡張や歩道の設置を要望している箇所では、用地確保が困難である場合や

計画的に優先順位が高いところから順次実施していることなどから改善が遅れている箇所がございます。また、横断歩道や信号機の設置を要望している箇所では、交通量や歩行者が少ないために基準に満たないことなどが理由として上げられており、残念ながら現場の要望に沿えない状況が続いているところもございます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

先日、地元の自治会長さんとの会議がありまして、その中で通学路なのに歩道はおろか、歩くスペースや避難スペースがない、通行量が多くしかも大型車やトレーラーも多い県道沿いを通学する児童が非常に危険である。9月には大型車が駐在所のブロック塀に突っ込む事故も起きている。幸い登下校時間ではなかったが、保護者からも不安の声が上がっている、どうにかならないのかとの意見が出ました。学校やPTAからも毎年のように改善の要望をされているようですが、状況は変わらないままであり、徒歩通学の児童の安全について非常に心配されると伺いました。

そこで、通学時間帯に実際に現地に行ってみました。確かに道の端を歩いていても本当に車との距離が近く、大型車のタイヤは児童と比べてあまりにも大きく、さぞかし怖いだらうと、早期の改善が必要だと痛感いたしました。早速建設課のほうにも相談に行きましたが、どうにかしたくても県道なので県の管轄であり、現状ではどうにもできないとのことでした。それならばと、意を決して備前県民局に直接要望書を持ってうかがい、状況を説明し、改善のお願いをしました。そうしたところ、危険な状況は理解してくださり、どこまでの区間を改良できるかは別として、検証検討するとの回答をいただきました。その翌日には早速現地を歩きながらの検証が行われました。そして、今週からは、まず歩道を確保する工事から取りかかっていたいただき、順次整備していただけるとのことで、ほっと一安心しています。

そこで、町長にお尋ねいたします。

町長も毎年のように児童の通学路の安全のために町道の改良や県への陳情をしてくださっていますが、予算にも限りがあり、なかなか進まないのが現状です。しかし、安全の確保は待ったなしです。通学時の事故は、絶対にあってはなりません。残念なことに県下でも、また全国でも、これは減る傾向にはありません。悲惨な事故から大切な子供たちを守り、安心して通学ができるように早期に、さらなる取組を進めていくべきではないでしょ

うか。これについては、具体的にどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員言われるとおり、本当に子供たちの事故があつては本当に悲しい結果になりますので、これは絶対あつてはいけないと強く思っております。そうした中で、通学路は現実には大変長距離、足すと何十キロというような距離でございます。しかしながら、町、県また国の管轄に広がっておりますが、それぞれの機関に何回も幾度となく私だけでなく、議長そして議員の代表者の方等々も陳情に行っております。県におきましても、やはり予算が限られた中での優先順位ということも分かりますが、それを粘り強く続けていこうと、そして本当に危険なところは、本当にここはこうですよというような事例をもって、これからは要望していこうと思っております。そうした中で、先ほど言われたとおり、若干でも前に進むというような結果を見ているところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

小学校の統廃合が行われる令和7年まであと3年余りです。統合後、各校へのスクールバスでの送迎が始まれば、歩いて登下校する児童は少なくなるでしょう。しかし、今現在危険な状態にある通学路を歩いて登下校している児童たちがいます。早急にできるだけ対応を行うと同時に、統合後も歩いて通学する児童がいる地域において通学路の危険箇所を再点検し、しかるべく改善され、安心して通学できるよう、先々まで見通した対応をしていただくように切に要望いたします。

これは、またセニアカーを利用される高齢者にとっても走行スペースが広がり、運転しやすく、安全性が高まるため有益だと思います。一層の整備の促進をぜひ検討し、実施していただきたいと思います。

次に、各種のワクチン接種についてお尋ねしていきます。

いろいろな感染症から身を守るために、年齢に応じて様々なワクチン接種が計画的に実施されています。その中で最近特に話題になるとともに必要性が高いもの、さらなる啓蒙活動が必要なものについてお尋ねいたします。

令和3年度最大の事業と言ってもいい新型コロナワクチン接種は、高い接種率で無事終えることができました。来年にはさらに3回目の接種が予定されています。新しく感染力の強いオミクロン株が出現し、感染の第6波も懸念されていますが、今朝の報道によるとファイザー製のワクチンでは3回目の接種で抗体価は2.5倍となり、オミクロン株にいたしても有効性が確認されたとのうれしい情報も入ってきてます。

風疹については、妊婦さんが罹患すると胎児も感染してしまい、先天性風疹症候群を発症します。そのリスクを避けるため、公費による抗体検査と風疹ワクチン接種が、未接種の男性を対象に行われています。加えて、厚生省から長らく中断していた子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開方針が出され、改めて啓蒙活動を行う必要が出てきました。これらは、全て効果とともに副反応等の説明を十分に行う必要があります。

そこで、今後の取組についてお尋ねしていきます。

最初に、新型コロナワクチンの3回目接種についてお尋ねします。

現在、感染状況はひとまず落ち着いています。その要因については諸説ありますが、やはりワクチン接種が進んだことが大きいと言われています。しかし、2回目接種から時間がたち抗体価が下がってきており、ブレークスルー感染も増えています。追加接種による抗体量のアップを図るため、3回目の接種が待たれています。おおむね2月頃と言われてはいますが、開始時期と対象年齢はどのようになっていますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

7番、河上議員の各種ワクチン接種についての御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン3回目接種について開始時期と対象年齢ですが、新型コロナウイルスワクチンは、高い発症予防効果や重症化予防効果がある一方で、時間の経過に伴い抗体が徐々に低下してしまうことも報告されています。こうしたことを踏まえ、国は令和3年12月1日から新型コロナウイルスワクチン3回目接種の実施を決定いたしました。国の方針によりますと、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種は、2回目接種を終えた日から8か月以上経過した18歳以上の住民を対象として1回の追加接種を行うこととされています。例えば令和3年6月に2回目の接種を終えた18歳以上の方は、8か月後の令和4年2月以降に3回目接種の対象となります。

接種時期についてですが、65歳以上の高齢者の方の2回目接種を令和3年6月に集団接種で実施しておりますので、その方が追加接種可能となる令和4年2月から随時集団接種が実施できるよう準備を進めています。

詳細な日程につきましては、国からのワクチンの供給が確定していないため、決まり次第皆様にお知らせをさせていただきます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

2月に向けてこれから準備のほうをしっかりとお願いいたします。

予約方法についてですが、前回の接種会場で伺ったところ、年齢層によって希望される方法が違っていました。64歳以下の方からは、電話予約も特に不自由はなく、またネット利用が便利であったとの声が多く聞かれていました。反対に、65歳以上の方からは、電話が通じず大変ストレスを感じた、次にあるときは65歳以上の対象者には、地区別でもいいので予約の手間を省いて日にち指定をして通知してほしいという希望が大変多かったので、担当課にはしかるべく対応をお願いいたしました。現場で伺った住民の声をきちんと反映し、負担を減らすためにもこのような意見は考慮していただけてますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

予約方法についてですが、1、2回目接種では一斉に接種券を送付したため、また電話予約のみで予約受付を行ったことから、電話がつながらず町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。日にちを指定する方法などの皆様からいただきました御意見は十分承知しておりますが、今回の3回目接種ではワクチンの種類がファイザー社製のワクチンのほかモデルナ社製ワクチンも供給され、2種類のワクチンを使用することとなります。また会場使用の日程の問題などもあり、日にちを指定しての実施は難しく、今回は接種券の送付方法を一度に送付するのではなく数回に分けて送付し、予約受付をすることで予約の分散が図れるよう計画をしています。

予約方法につきましては、電話予約とインターネット予約の2種類とします。皆様には御理解と御協力をお願いしたいと思います。また、家族など支援者がなく電話やインター

ネット予約をすることが難しい高齢者の方など御自身での予約が困難な方に対しましては、福祉担当課と連携をいたしまして支援を行っていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

今回は2種類のワクチンを使用するというので、日程的にも難しいというのは理解できました。また、前回受けたくても受けれないという事情のある方を後で追加でフォローアップされたようですが、今回は最初からちゃんとした支援の手が述べられるということで大変期待をしております。よろしくをお願いします。

次に、未成年の接種についてですが、現在は18歳以上が対象とされていますが、いずれそれ以下の年代にも3回目の接種が行われると思います。小・中学生には保護者の同伴が求められています。学校や仕事の都合上か、やはり土日に受けられる方が多かったようです。また、受検や進学、進級シーズンにも重なるとは思いますが、できるだけ影響がないように日程的に考慮はされていますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

中学生への配慮についてですが、現在のところ2回目接種を終えた日から8か月以上経過した18歳以上の住民が3回目の対象となることから、小・中学生の方は2回接種していても追加接種の対象となっておりません。まずは、これから12歳の誕生日を迎えられる方やまだ接種を受けられていない方が1、2回目の接種が受けられますよう、接種の機会の確保、情報の提供、ファイザー社ワクチンの確保などに努めてまいります。

また、18歳未満の方が3回目接種の対象となった場合、2回目接種から8か月後の接種日程は4月以降となりますので、改めて通知をさせていただきます。今後、スムーズに実施ができますよう、日程の調整など接種体制の整備に努めてまいります。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

せっかく感染が落ち着いてきたと思えば、新たに感染力の強いオミクロン株が出現し、

なかなか安心できる状況にはなっていません。しかし、新薬の開発や治療方法の確立も近いのではと期待をされています。それまでは注意深く感染予防対策を続けることが大切だと思います。

次に、風疹ワクチンについてお尋ねします。

これまでに公的な風疹予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低い昭和37年から54年生まれの男性に通知を送り、無料の抗体検査と予防接種が行われています。これは家庭や職場での妊婦さんへの不容易な感染を防ぐための措置なのですが、検査数は十数%と低迷しています。年齢的にも四、五十代であり、妊娠出産からはやや距離があるため、必要性の理解が進んでいないのではないかと考えます。しかし、未来をつくる大切な赤ちゃんを守るためにも、さらなる勧奨が必要かと思われます。広報紙や個別の通知が告知しても、なかなか行動にはつながっていません。今後、具体的にどのような対応をされる予定でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

風疹ワクチンについて、さらなる受診の勧奨について具体的な方法ですが、議員のおっしゃるとおり、当町においては接種率が低いのが現状です。今年度4月に接種勧奨通知を送り、さらに11月初めには再勧奨の案内を対象者全員にお送りしたところです。そこで、20名程度の方からお問合せがあり、接種につながっているところです。接種期間が今年度末で終了となっておりますが、来年度も引き続き定期予防接種となる見込みです。そのような場合は引き続き個別に案内を行い、接種勧奨に努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

河上真智子君の一般質問を続けます。

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、子宮頸がんワクチンについてお尋ねいたします。

これは、過去の接種で副反応を強く訴えるケースがあり、報道でもセンセーショナルに取り上げられたため、その結果積極的な接種の勧奨が8年もの間見送られてきたという経緯がありました。しかし、厚労省や産婦人科学会での長年の検証を経て、ほかのワクチン接種による副反応のリスクと比較しても有意な差はなく、安全性、有効性も確認されたとの結果が発表されました。このことによって、年間3,000人近い死者を出している子宮頸がんを予防接種によって防がなくてはならないとの方針に大きくかじが切られ、積極的な接種の勧奨が行われる予定です。昨日の県議会でも、伊原木知事が接種に関する情報発信を積極的に行う旨の答弁をされていました。

令和2年度の当町内での接種件数は僅かに5件でした。残念なことに一度マイナスイメージがついてしまった子宮頸がんワクチンです。これを払拭して今後の接種の勧奨を進めていくのは、かなりハードルが高いように思いますが、身近な問題と捉えていただくためにも、いろいろな方法やアイデアが必要だと思います。具体的にはどのような取組を考えていらっしゃいますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

子宮頸がんワクチンについて積極的な接種勧奨再開に向けての取組についてですが。

子宮頸がんワクチン接種勧奨については、国から対象者またはその保護者に対し、やむを得ない事情がある場合を除き、個別に通知とし、確実な周知に努めることとされています。今後、個別に御案内をお送りすること、またチラシ等を作成し、送付し、情報提供また接種勧奨に努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

子宮頸がんは、20代後半から40代のちょうど出産を迎える年齢に発症のピークが当たります。妊娠をきっかけに検査で見つかることの多いがんです。母体を守るか、子供の

命を守るかの究極の選択を迫られる本当に残酷ながんです。接種の有用性は分かっていますが、小学校6年生から高校1年生までと、まだ幼い時期に接種しなければならないため、お子さんはもちろん、保護者の方も多くの不安を持たれていると思います。しかし、年齢が低いほど副反応は低く、逆に効果は高いとのデータがあります。

そこで、提案なのですが、小・中学生を対象に発育段階に応じた内容の開かれた性教育を産婦人科医などの専門家を招いて行うとともに、同時にワクチン接種の意義も学んでいただいて、接種の判断材料にさせていただくというのはいかがでしょうか。

さらに言うと、保護者の方にもぜひとも一緒に学んでいただきたいと思います。なぜなら、新型コロナワクチン接種の際に分かったように、保護者の考え方と行動は、児童・生徒にも反映されるからです。これに関してはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

保護者への知識の普及についてですが、今年度7月にも県が作成したHPVワクチンの接種と子宮頸がん検診というチラシをお送りいたしました。引き続きチラシ等を用いて知識の普及に努めてまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、保健体育の教師でもいらした石井教育長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

小・中学生に関しては、同時に保護者への知識の普及が必要というふうに考えられているということでございます。

子宮頸がん予防については、病気に対する正しい知識を習得することが大切であることから、がん教育や性に関する教育の一環として指導を行っておるところであります。学校

における健康に対する指導については、児童・生徒が適切な意思決定や行動選択を行いまして、積極的に健康な生活を実践することができる資質、能力、こういったものを育成することが大切であるというふうに考えております。

社会的変化に対応した新しい情報に基づく指導が重要であることから、国、県からの通知やリーフレットの配布による情報提供など様々な機会を通じて、最新情報等を提供することで、子供たちが適切な意思決定ができるよう指導を行っているところでございます。

保護者等からワクチン接種に関する相談があった場合には、児童・生徒及び保護者が主体的に接種について判断できるよう、ワクチンの効果や副反応などの質問に対応するため、関係課と連携をしながら対応するとともに、学校での性教育講演会などでは、保護者も、現在も聴講できる機会を設けているところでございます。今後も、子供たちが社会の変化に伴う新たな健康問題に対応できる学びの場を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

ぜひとも、ワクチン接種の意義と、それから正しい性教育、昔のように男女別とか、恥ずかしいという気持ちが先に立つよう性教育ではなく、教育長の持論ですが、正しく明るい性教育のほうもしっかりとお願いします。それがひいては、こういう感染症、これ感染症ですから、感染症を起こさないための重要なファクターだと思いますのでよろしくお願いします。

対象年齢から外れての接種には、自費で約5万円の費用がかかります。積極的な接種勧奨が行われず、接種の機会を逃した世代には今後救済措置が執られるようにも聞いています。しかし、年齢が上がるごとにワクチンの有用性は下がるため、やはり適切な時期での接種が望ましいと思われれます。年間1万1,000人が罹患すると言われる子宮頸がんです。適切な時期のワクチン接種と検診を併用すれば、悲劇を未然に防ぐことができます。未来を担う子供たち、その将来の健康と幸せを守るためにも、ぜひとも正しい知識の普及を進めていかねばならないと思います。

では、テーマを変えて、地震に対応する非常態勢の構築についてお尋ねしていきます。

私は、毎回の議会質問では必ず防災についてのテーマを持って質問をしてきました。命を守るため、安心・安全な暮らしを守るためには日頃の備えこそが大切であるとの思いで

取り組んできました。

今年、町のハザードマップが新しくなり、全家庭に配布されました。前回の一般質問でも取り上げたのですが、以前のものより見やすく、危険箇所が確認しやすくなっていますので、ぜひ御自分の住まいや地域を確認しておいていただきたいと思います。しかし、これを見て気づいたのですが、残念なことに地震についての情報が載っていません。

気象レーダーが発達し、予報の精度が上がったため豪雨災害はかなりの確率で予想できるようになりました。それに伴い避難についても、早めに対応できるようになりました。しかし、今の科学でも地震については、残念ながら予知ができません。近年、日本列島の各地で地震や火山活動の活発化があり、南海トラフ巨大地震も次第に現実味を帯びてきているとの報道がなされます。先週には信州と近畿で1日に数回の比較的大きな地震もありました。

御存じのように、我が町は3400万年前から安定した強固な地盤の上に位置しているという調査結果が出ています。吉備高原の標高の高い位置にあるため津波の心配もありません。かつての阪神大震災や鳥取西部地震でも揺れはしましたが、大きな被害は出ませんでした。東日本大震災にしてもしかりです。私も含めて皆さんも、この町は地震が来てもどうせ大したことはないとかかをくくってはいないでしょうか。でも、今まで大きな地震被害はなかったからといって、安心しているわけにはいきません。地盤の上には地層があり、この町内でも地域によっては非常に揺れやすい地域があります。また、木造の日本家屋で耐震性に難がある家屋が多いことも隠れた危険度が高い理由になります。

町長は、町の防災計画の中に記載がある巨大地震の際の予想される震度分布図いわゆるゆれやすさマップを御覧になったことがあると思います。今、皆さんの手元のほうにもお配りしています。この図がそうなのですが、大部分が緑色の震度5強ですが、所によっては黄色の6弱、赤色の震度6強の場所も予想されています。この賀陽庁舎の辺りもその一つです。震度6といえば立って歩くことはできず、家具が倒れ、一部の家屋では倒壊の危険もある状態になる厳しい揺れが予想されます。これを御覧になって、町長はどのような御感想をお持ちになっているかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今、総務課長は質問を受けた答弁について話そうとしたんですけど、ちょっと私へ直接にございましたので、この感想を言います。

感想と申しますか、やはり前提とすれば地震に強い地域だとは思いますが。実は、今日も11時5分に鹿児島県のトカラ諸島の悪石島ですか、震度5強というような地震が発生したようでございます。吉備中央町におきましても、いつ、そのような地震が起こるかもしれないというような思いで対応すべきだと私は思っております。そうした中で、この吉備中央町ゆれやすさマップ、これをぜひ町民の方々にもしっかりと見ていただき、自分の住んでいるところはこのようリスクがあるとか、大きな地震が来たときにはこれぐらい揺れるかもしれないということを、ぜひ知っていただきたいと思っております。そうした中で、裏の山が崩れるようなところがあれば、それをリスクを取って、早めに対応するとか、いろいろこのマップを使っていただいて、ぜひ地域として防災に備えていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

それでは、せっかくですので総務課長もお願いします。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、町長が今申し上げたとおりなんでございますが、若干私がこれから申し上げます基となっておりますデータの御説明をちょっとさせていただきます。

今、議員が御提示いただきましたゆれやすさマップというものの根源ですけど、平成22年3月に地震ハザードマップという形で建物の耐震を判断するというんですか、そういうような形に使うような形のマップを作っております。それから、実は3年ほどたちまして、平成25年7月に岡山県の危機管理課ですか、ここがいつ、岡山県に地震・津波被害想定調査というのをやまして、それに基づく結果が出ております、3年後ぐらいの形になっております。それに基づいて、少し私のほうが答弁を考えておりますので、若干地図とは違うことを申し上げますかも分かりませんが、お聞きいただきたいと思っております。

今の県がつくっておりますものを基につくりました本町の地域防災計画に記載されております人分布図、ちょっと違いますが、これによりますと、本町に最も大きな影響が出る

震度は、南海トラフ巨大地震となっており、本町区域の大部分のエリアで最大震度が5弱、一部の地域で5強の想定となっております。平成25年7月に岡山県が公表いたしました岡山県地震・津波被害想定調査によりますと、本町での建物被害は半壊が3件、地震直後のライフラインの被害でございますが、水道の断水が約100世帯、停電が約2,000世帯と想定をされております。

この被害想定を総合的に判断しますと、建物の倒壊による直接的な人的被害は発生しにくい、安易な考えかも知れませんが、という数字になっておりますが、ライフラインの水道、停電、電気の関係、この被害が多数発生するとされておることから、被害者、避難者の方へは断水、停電の対応が特に重要であると認識をしております。また、ライフラインの復旧につきましては、長大な時間と多大な費用、多くに労力を要することがあると想定されるという形でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

想定よりはやや小さ目というあれもありましたが、万が一それを上回る地震が来ないとも限りません。それを前提に次の質問をいたします。

では、ちょっと想像していただきたいんですが、例えば強烈な寒気が到来した寒い真冬の土曜日の夜、深夜に南海トラフ巨大地震が発生したとします。役場の宿直は当然2人のみ、残業している職員はいません。各所で被害が発生し、一斉に役場に電話が入ります。しかし、手が足りない。混乱の中、ほかの職員に連絡を取ろうにも電話も、携帯も通信が一斉に集中したため通じない。応援に駆けつける職員も道路状況などで思うように登庁できない。こういった場合どうしましょう。

そこで、お尋ねします。このような最悪の事態を想定した地震対応マニュアルは整備されているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

最悪の場合、電話も通じない、道路も通れない、何も連絡がつかない、その状態で職員

はどう対応するのかという御質問でございます。

実は、そこまでの最悪と申しますか、何も通じない状態で職員が登庁できるかということまでは、実はまだ想定をしてないと言うたら、もう大変緩い形になるんですが、基本的に連絡がついたといたしまして、約1時間以内に登庁できる職員という形で仮定をさせていただきますと、一般職が約150名おります、その中で登庁の準備等々しまして1時間以内に登庁ができるものと考えますと約20キロメートルぐらいの範囲のエリアかなというところを想定してお話をさせていただきます。

そうなりますと、町内在住の88名程度が道路等に何もなく順調に車が動いて登庁できるのであれば、88名程度の者は1時間以内には登庁できるかなというところ辺までの計画で答えをさせていただきます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

もちろん職員の方にも大切な御家族がいらっしゃるし、被害状況によっては出勤できないことがあっても責めるわけにはいきません。特に町外、南部のほうから来られている職員が多いので、そちらのほう被害が大きい可能性もありますので、そのことは致し方ないということかもしれません。しかし、だからといって災害の対応に当たる人員が極端に少ないというのは、本当に心配です。

例えば主な対応拠点を賀陽庁舎と加茂川庁舎と仮定して、こちらにやはり、今総務課長が言われたように、出勤できる人数、このことは確保しておかなければならないことだと思います。また、通信が途絶えているからといって、やはり町民の方の対応は待ったなしです。町民の方、直接庁舎のほうに来られるかもしれません。避難所も開けないといけないかもしれません。そういった場合に最低人数、それを計算した上で、できることならちゃんと計画を立て、検討をお願いしたいと思います。実際に起きてからでないとなんて何人の職員さんが来られるかというのは誰にも分かりませんが、最悪の事態を想定して、たとえそれが机上の空論であろうと、それぞれの意識の中に擦り込まれていることが一番肝腎なことだと思います。

では、重ねて通信のことについてお尋ねします。

災害発生時には、一般の通信はもとより電話回線による災害対策本部と各支所、消防団との通信も一時的には制限、あるいは不通になる可能性が高いと考えます。このような場

合、各拠点や職員間、県民局や警察、消防署などとの連絡体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

まず、関係機関との連絡という形でございます。

関係機関との連絡も、基本的には特別な電波の手法を使っておるわけではないので、基本的には通常の電話回線等々使わせていただいております。また、岡山市と吉備中央町、50キロ、60キロ離れているところに直接お話ができるような通信設備は持っていないのが現状でございます。それにつきましても、一応NTT回線につきましても、停電になりましても微弱電力が通っておりまして、停電でも電話は通じるという形の、これがもう神頼みでございますが、そういうものを使いまして、連携取れるとこと密に連携を取って、対策を取らせていただこうとは思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、災害発生時において大きな役割を担うであろう消防団には、新しくIP無線が装備されました。これはドコモのライン回線を利用していますが、災害時には同様に回線の混乱が発生し、場合によっては通信量の制限がかかるのではないかと思います。こちらも安定して使えるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

IP無線につきまして再度の御説明をさせていただきます。

本年度に導入いたしましたIP無線につきましては、町職員用として12台、消防団員用として63台を今配置しております。これは主に災害対策本部と各避難所また消防団員同士での情報伝達手段として運用をしてまいるつもりでおります。このIP無線機は、お

っしやるとおり、NTTドコモの携帯電話基地局からの電波を使用しており、基地局がもし停電いたしましても24時間は使用できるような基地局の整備ができておるようですので、基本的には停電後24時間はIP無線を使用可能となると、通信量が多く、これが通信ができないということになりますと、全ての通信ができないという形になりますので、できるだけ早い回復を望むところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

以上、行政の対応のほうについてお尋ねしましたが、もちろん私たち住民の側でも対策はしておかなければなりません。今テレビドラマ「日本沈没」を御覧になっている方も多くと思います。ドラマではありますが、不意の災害に対する備えの警告だとも思います。まず手始めは、御自宅においての安全点検です。非常持ち出し袋の整備や家具の転倒防止をすること、寝室にたんすや本棚、額縁などを置かないことや、割れたガラスの上などを避難するための靴を用意することなどは、どなたでもすぐできる対策です。

また、今私は、地元地域で自主防災組織がないところには自治会長さん方に働きかけて、できるだけ早期の立ち上げをお願いする活動に取り組んでいます。災害発生時において地域で準備している名簿を元に、それぞれの住民の安否確認をし、必要ならば救助要請を行うことができれば、かけがえのない命を守ることができます。私たち町民の一人一人が我が事として考え、取り組むとともに、行政の側でも不意の災害への備えをより一層強化充実していただきたいと思います。自助、共助、公助の段階それぞれでその役割を十分に果たすことができれば、不意の災害にも強いまちづくりができるのではないのでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

4番、渡邊順子です。議長のお許しをいただきましたので、一括質問で質問させていた

できます。質問は2点、1点目は町内巡回バスについて、2点目は町管理河川等のしゅんせつについてです。

まず、町内巡回バスについてお尋ねします。

10月1日より町内巡回バス、愛称へそ8（はち）バスが吉備プラザを発着点として、2つの経路で1日8便、実証運行が開始されてから2か月がたちました。11月からはへそ8（はち）バスも新しくなり、乗車時にはステップが出てきて、とても乗車しやすくなりました。バスにも正面と横側にへそっぴーが描かれ、待っているときにもバスが来たことがよく分かりやすくなりました。子供たちや高齢によって運転免許を返納された方、そして車を持っておられない方たちにとっては行動範囲が広がり、例えば町内で買物するとか、病院への受診など、そしてこのへそ8（はち）バスと公共交通機関を上手に利用することで、町外との往来も可能となってきます。多くの方に知っていただき、御利用いただくために時刻表と今月28日まで利用可能の無料乗車券10枚がついているチラシが広報で全戸配布されました。しかし、多くのチラシとともに右から左へとなり、目に止まっていないという話を多く聞きました。これはとても残念でもったいない話です。

我が家のチケットは、私が送迎できないときに子供2人がそれぞれに乗車券を使い、そして私自身もA便、B便ともに数回乗車したので、10枚を使い切りました。実際にはどのくらい周知されていて、利用状況はどうなっているのでしょうか。

また、乗車の際に運転手さんからいろいろな話を聞いたり、私自身も気になったことがあると、その都度総務課のほうにお話をさせていただきました。すぐに対応できることは、次に乗車したときには改善されていたりしました。

乗車するたびに感じたことは、本当にどの運転手さんも安全運転で後続車に気を配り、時刻表どおりに運行するため、時間調整をされながら運転し、フリー乗降のため常にお客さんの見落としがないように注意されていました。一緒に乗車されていた方にお話を伺いました。岡山の病院に通院するのに非常に便利になった。町内の病院に行くのにも今までタクシーを利用するなど、数千円かかっていたが200円で通院できるようになり、とてもありがたい。少し大回りで時間がかかることにも、反対に楽しんでおられました。また、車を持っておられない方で町内での行動範囲が広がり、また町外へ出かけるのにも非常に便利になったと言われました。バスを利用されていた方は、口をそろえたように今後、チケットがなくなり200円になったとしても続けて利用したい。このバスは、本当に助かりますと言われていました。

しかし、利用に当たって少し残念な話もありました。岡山から中鉄バスで吉備プラザに着き、へそ8（はち）バスに乗り継ぐ予定の方が時刻表の上では問題ありませんでしたが、バスの到着が数分遅れてへそ8（はち）バスに乗ることができず、次のバスまで2時間以上待たないといけない状況だったようです。公共の交通機関との乗り継ぎに関しては、可能な限り乗り継ぎができ、利用しやすい時間設定ができないものでしょうか。御検討をいただきたいと思います。

また、バスを経由地で待っていたにもかかわらず、バスが来なかったということがありました。待つ場所が悪かったのか、何がいけなかったのか。しかしながら、バスを待っているのにバスが来ないということは、あつてはならないことだと思います。

時刻表が分かりにくいという声が多くありますが、こういったことも起こらないようにするためにも、もう少し分かりやすい時刻表に工夫していただきたいと思います。そして、土曜日、日曜日に運行してほしいという意見も多くありました。割と土曜日、日曜日にイベントがあるので、そちらのほうにバスを使っていきたいという方が多くあり、そういう意味では土日に利用できないというのは残念がっておられました。

ほかには、利用しようと思ってもなかなか時間が合わない、路線から遠く離れていて利用しづらいなどの意見もあります。

実際に車内に設置されたアンケートボックスには、どのような意見があったのでしょうか。また、今後運行していくに当たって課題や改善点があれば、それは何か。そして、その解決のためにはどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

次に、2点目、河川のしゅんせつについてお尋ねします。

近年梅雨どきや台風時期における豪雨、そして突然のゲリラ豪雨に全国各地で甚大な被害をもたらしています。特に河川の氾濫による家屋への浸水、農地への冠水など、大規模な災害が発生しています。吉備中央町でも記憶に新しい平成30年の西日本豪雨によって、町道、農道をはじめ河川の護岸崩壊や農地への冠水被害を多くもたらせました。河川に堆積した土砂により河床が高くなり、流水域が狭くなっているところや堆積した土砂に樹木が生え、洪水の流れを妨げ、護岸等の崩壊を招くおそれがあるところが町内の至るところで見受けられます。こうした現状を、日々の生活の中で安心して暮らしていくためにも、想定される被害は未然に防ぐことが重要と考えます。

町民にとっては、目の前の川に危険を感じると管理者が県であるか町であるかということよりも、とにかく改善、改修してほしいということです。現在、町内の河川において県

管理の一級河川はもとより、町管理の河川についてどのくらい地元から要望が上がってきているのでしょうか。

また、その要望に対してどれだけ河川しゅんせつが行われているのか否か。今後継続事業としての計画、予定があればお聞かせください。そして、河川しゅんせつに伴う予算は十分でしょうか。もし予算が不足しているようなら予算も拡充していただき、今後河川の氾濫により被害が起こらないような対策を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、4番、渡邊順子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町内巡回バスの利用状況につきましては、毎月10日までに運行事業者から前月分の実績報告を求めることとしておりますので、10月分の実績が最新のものとなります。10月分の運行状況では、延べ利用者数は193人であります。21日間の運行をしておりますので、1日当たりの利用者は9.2人となっております。まだまだ少ないような状況でございます。

次に、運行開始に当たっての周知についてでございますが、無料乗車券付の時刻表を9月17日に発行しました。そして、これを全世帯にお配りしたわけでございます。まだまだ使われてない御家庭もあろうかと思えます。ぜひ、期限までにそれを使って乗車経験をしていただければ、大変ありがたいと思えます。

そのほかの周知といたしましては、町の公式ホームページそして告知放送等、周知を行っております。今後につきましても、さらなる周知は必要だろうと考えております。

そして、利用者のアンケートの内容でございますが、その内容は経由地を増やしてほしいという内容のもの、福沢、杉谷、和田、納地、岨谷やルミエール病院、賀陽インター、吉川公民館を加えてほしい、そしてまた運航日の追加といたしましては、先ほど議員がおっしゃられたように、やはり講演会とか、音楽会等のイベント等のときに合わせて土曜、日曜、祝日も運行してほしいというような御意見をいただいているところでございます。

今後、皆様方の御意見とまた運行業者の方々の意見もしっかりと踏まえまして、実証運行を通しまして、ぜひ運行経路や運行時刻、そして言われた運行表も併せて、そしてまた

乗降場所等々もいろいろ今後改善をし、見直していきたいと思っております。いずれにいたしましても、せっかくやりかけた巡回バスでございます。ぜひ、多くの方々に御利用をいただきまして、より町民の交通利便性を高めていきたいと思っております。

次に、河川のしゅんせつの計画といたしましては、自治会からの要望が現時点で7か所ございます。内訳といたしましては、加茂川地区が5地区、そして賀陽地区が2地区でございます。

実施についての選定は、現場確認を行いまして緊急性、重要性をしっかりと検討した上で、予算化を行い実施をしております。今年度の実施につきましては、加茂川地区1か所、賀陽地区1か所の河川しゅんせつを実施いたしました。来年以降も、計画箇所につきましては予算化を行いまして、実施をしていきたいと思っております。また、予算の追加も検討し、要望箇所の早期完了に努めていきたいと思っております。

そして、県管理河川につきましては、毎年県にしゅんせつ要望を行っており、本年度は賀陽地区11か所、加茂川地区22か所の要望を行っております。本年度の実施予定箇所につきましては、賀陽地区が5か所、加茂川地区が10か所を予定しているとのことでございます。

○議長（難波武志君）

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

へそ8（はち）バスの利用状況ですが、まだ10月締めの結果だけでしたが、1日平均9.2人ということで、当初の予定といたしますか、希望が10人だったように思うんですが、そこまでいかないにしても9.2人、これをまずまずと言っていいのかなのか、ちょっと分かりにくいところではあります。1日8便ありますので、空で走っているときもあったように聞きますので、本当に、先ほど町長がおっしゃられましたように、今月いっぱいまだチケットが残っておりますので、ふだん車を持っておられる方もぜひ利用していただいて、巡回バスのよさも知っていただきながら、ふだん運転していて気づかないところも、実際自分が乗ってみますと、あっ、こういうところもあるんだなああとゆっくり見ることもできたり、多分、春夏秋冬の中で季節の移り変わりも感じられるんじゃないかなあと思います。そういう意味では、今後11月、12月の結果もこれから出てくると思いますが、ますます利用して行ってほしいと思います。また、その利用状況も把握していただきながら、今後の利用につなげていただきたいと思います。

先ほどアンケートの結果の中で御意見等もあったと思いますが、私が聞いた中で、本当に助かるという意見がありました。これは、人数だけの問題ではなく、本当にこのバスを必要としておられた方がいたという事実、そしてその方たちにとっては、これがなくなるとはまた元に戻ってしまうという事実がありますので、できれば、本当に実証運行の中でこれが本当にやっていけるという確証がもたらされるように、またそのためにも皆さんに利用していただけるようにして行ってほしいと思います。

そして、先ほど土曜、日曜の運行に関しても要望があると言われておりましたが、この要望に関して土日、祝日の運行について、またどのように考えておられるのか具体的に、先ほども課題も言われましたが、もう一度その辺をお聞かせいただきたいと思います。

そして、河川しゅんせつについて、現状については現在7か所、加茂川5か所、賀陽地域2か所ということで、それでも実施されているというところで、要望に対してはしゅんせつを行っていただけてるということがよく分かりました。しかし、要望がなくても危険箇所というのは、思いがけないところにあたりします。再度になりますが、災害は忘れた頃にやってくるとも言いますが、日頃より地域の完全、住民の安全な生活のためにも地元の要望に応えながら、安心・安全なまちづくりのために町としてもふだんから調査などしていただきながら、して行っていただきたいと思いますが、その辺改めてもう一度お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この巡回バスもそうですし、町の公共交通というものはこれからも大事でございますので、よりサービスの提供がしやすいような取組はしていこうと思います。

また、巡回バスにつきましては、ものの考えが町民にとっても絶対必要なものだとは私は考えています。一方で、町外から来られる方につきましても、唯一巡回バスが拠点から拠点を結ぶ公共機関だと思っております。そういう意味では、本当になくするわけにはいかないという強い思いを持っております。ぜひ、皆でこの巡回バスを継続的に使えるように取り組んでいきたいと思っております。

また、土日につきましては、今実証実験のような格好でございますので、いろんな意見がございます。これを短期間でころころ変えるというのは、いささか少し早いような気が

しますので、ある程度のスパンを見て、そして直すべきものは直すということをやりたいと思っております。

河川しゅんせつにつきましては、多くがやはり県管理でございます。これにつきましては、県のほうの予算もあると思いますが、引き続き強い要望をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

ぜひとも、巡回バスについてはこのまんま引き続き運行していけるように、利用していただけるように、また利用しやすいように、いろいろ課題はあるかと思っております。どうにもならない課題もあるかと思っておりますが、やはりそれだけ要望があるということは、それだけ期待しているということでもあると思っておりますので、今後、利用状況を見ながらにもなるかと思っておりますが、より町民に便利に利用していただけるように、ますます取り組んでいただけたらと思っております。ぜひとも、土日、祝日の運行に関しましては、前向きに考えていただけたらと思っております。

河川のしゅんせつにつきましては、やはり住民からの要望はもとより、住民の安心・安全生活を守ることのためにも日頃から目を配り、耳を傾け、そのような町政の在り方であっていききたいなと思っておりますので、しゅんせつも以前よりはさらに進んではいますが、さらなるしゅんせつのほうを進めていただくように期待して、私の質問は終わります。

○議長（難波武志君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので、質問をさせていただきます。1番、成田賢一です。私は、今回スーパーシティ構想について、そして情報公開についての質問をします。

まずは、スーパーシティ構想についてです。

総務省が平成30年に発表した資料によりますと、吉備中央町の人口は2040年頃に、2015年と比較すると3から4割程度減少すると発表されております。国立社会保障・人口問題研究所の調べによると、2040年頃のこの町の人口は7,701人と推計

されています。町では様々な施策によって2040年頃に9,500人、2060年に8,381人の人口の維持を目指しています。先ほど同僚議員が質問しました町内巡回バス、そして国際イノベーション事業、そしてこのスーパーシティ構想、そういった事業を展開して人口の減少を抑えていくということです。

また、全国に向けて首都機能を吉備中央町へ移転ということで、先日のテレビ東京の番組でも都市伝説の話で吉備中央町が取り上げられておりました。全国的に人口が減少し、高齢者人口が過去最大になる2040年代に向けて、この国の統治機構をどのように整えていくか、国は地方制度調査会を設けています。

2040年頃にやってくる大きな変化の前兆が2030年代に徐々に現れてきます。これは、総称2030年問題として呼ばれています。人口減少、少子・高齢化、団塊の世代の高齢化率の高さ、認知症高齢者の急激な増加、高齢化社会による労働力の低下、経済成長率の低下、それに伴う税収の減少、社会保障費への不安などです。この2030年に来るべき社会、地域の困ったを最先端の日本のテクノロジーを使って世界に先駆けて解決する。それが丸ごと未来都市の実現、地域と事業者と国が一体となって目指す取組、スーパーシティ構想です。これは、内閣府のホームページに記載されていました。

では、質問します。このスーパーシティ構想への応募までのいきさつを、全町民の方々に分かりやすいように説明していただけたらと思います。特に御高齢の方々、スーパーシティ構想と聞いても、スーパーがやってくるのかなと言う方々もいますので、分かりやすくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

1番、成田賢一議員の御質問についてお答えさせていただきます。

スーパーシティ構想への提出が今年の春なされた応募までのいきさつはという御質問でございますが。

本町がスーパーシティ構想の公募申請をしてきましたいきさつにつきましては、先ほど議員申されたように、町が抱えている人口減少、少子・高齢化といった町の地域の課題を解決するために、国が進めているこのスーパーシティ構想に手を挙げまして、AI、人工知能など先端的な技術やビッグデータ、多くのデータを集めましたものを活用いたしまし

て、複数分野における先端的サービス、2030年度に向けたこれからの新しい未来的サービスのほうを地域住民の方に提供いたしまして、利便向上を図るためのまちづくりを進めることを目的としています。このスーパーシティ構想に手を挙げることによりまして、本町の知名度アップやPRのほうを全国に向けて行うことも目的の一つであると考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

AIの活用、ビッグデータなどの活用で町が全国に名前をPRするという事なんですけど、その先はどのように夢を描いてますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

スーパーシティの取組に当たってPRを行うことによりまして、吉備中央町が岡山県のどこにあるというふうな知名度が上がることによりまして、吉備中央町への移住・定住、ひいてはその方たちがここに来て家庭を持って、人口が増えていく、そのような形で人口減少の一つのことになればというふうに思っているところであります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

人口減少を抑制しながら、移住者を増やすためのスーパーシティ構想ということでもあると思うんですけども、内閣のホームページのスーパーシティ構想のトレードマークにジェイテックチャレンジ、SDGsという英語があつてSDGsのマークがあるんです。ここで聞きたいのが、スーパーシティ構想とSDGsの関連性を町としてどう捉えていますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

スーパーシティのロゴマークには、先ほど申されたSDGsのロゴのほうが入っております。日本のSDGsのアクションプラン2020では、AIやこのビッグデータの活用に加えまして、地域の活性化や持続可能なまちづくりも取組として触れられておりまして、地域の社会的な課題を先端的技術で解決し、住民目線でよりよい暮らしが実現できることを目指すスーパーシティは、このSDGsの精神を反映したものであると考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

スーパーシティはSDGsのこの理念を反映したものであると、SDGsの基本理念は何でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

SDGsの理念でございます。

これ医療であるとか、教育、介護あるいは貧困、その他17のいろんな取組があると思います。それぞれが誰一人取り残さない持続可能な社会と併せた形での、それぞれの取組が同じというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

そうです。誰一人取り残さないです。SDGsは、2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標です。この2030年というのが、そのSDGsを達成する一つの目標の年なんですね。これ言い換えれば、SDGsの各目標が達成される2030年に来るべき社会をテクノロジーを使って先駆けて解決する。これがスーパーシティ構想だと言えるのかなと、私は捉えています。つまり、誰一人取り残されない社会をテクノロジーを使って先駆けて解決する。これもスーパーシティ構想の考え方だと思います。

内閣府に対してそのスーパーシティ構想に立候補した31の地方公共団体、このうち

78%は事業実施区域を全地域に定めています。自治体全域を定めています。一方、吉備中央町は、事業実施の区域が吉備高原都市となっています。なぜ町内全域ではなく、吉備高原都市になっているのか説明をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

今回、吉備原都市を区域といたしました理由につきましては、岡山県が昭和50年に都市建設基本構想を計画してから建設を進めてきました吉備高原都市の停滞を何とかしたいという思いがありました。また、既にインフラが整備されているということもありまして、まずはコンパクトな吉備高原都市をモデルエリアとしてスーパーシティ構想を実現し、その後この取組を町内全域へ拡大していきたいという思いであります。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

今、吉備高原都市にインフラが整備されているからというのも理由の一つなのかなと今思ったんですけど。じゃ、逆に聞きますけど、吉備高原都市以外の町内の地域でインフラは何がどう違うんですか。吉備高原都市では整備されてるけど、吉備高原都市じゃない町内でインフラが整備されてないというと、例えばどういったものが挙げられますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

具体的に何がどう、そんなに遜色はありません。一応、水道もほかの町内地域しております。あと、今、吉備高原都市は、町の拠点としていろんな形で整備が行われているということで、他の地域に比べまして商店であるとか、先ほど交通関係で岡山市の結束点であるとかというふうな形での整備等は、ほかの地域に比べましては進んでいるとは感じております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

では、そのスーパーシティ構想による事業のサービスは、開始された当初は、まず全町民が対象なのか、それとも吉備高原都市の住民が対象なのか、お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

このスーパーシティ構想が採択されて、取組が決まったときには、まずは吉備高原都市のエリアを対象といたします。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

ということは、全町民が対象ではないということですね、初めは。では、どの段階で全町民が対象になっていきますか。というのが、吉備中央町のスーパーシティ構想だと私は捉えています。吉備高原都市が区域ではあるけれども、今回10月に提出した案では、マイナンバーカードというものがすごく重要になってくると思うんです。今、11月28日時点のマイナンバー交付率が約30%だと捉えた場合に、やはりこのサービスを受けられる町民は、全町民から始めたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺のルールがもうあるんですかね。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

このスーパーシティ構想そのものがある程度のエリアを決めてやりましょうというのが当初ありました。そうした中で考えた中で、吉備高原都市という中核があって、そこで認可を取りあえずいただく。そして、その成果として町内へ広めていく、そして町内にとどまらず、例えば医療関係で言えばこの近隣、岡山市まで広げていく、そして中山間でモデルができれば、そのモデルを全国の中山間地域に広げていくというのが、ある種、手を挙げたときの使命感に近いものを持っています。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

令和3年2月に吉備高原都市の住民を対象にした地元説明会は開かれました、私も行きました。その後、この構想の説明会は町内各所全域で行われましたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

町内全域の町民を対象にした説明会のほうは開催しておりません。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

なぜ行わないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

先ほども申しましたように、取りあえず対象区域は吉備高原都市としておりますので、まずは吉備高原都市が採択されるかされないか、まだこれから決まることなんですけど、そういう形で、まずは採択されて吉備高原都市の方に説明し、その後、先ほど町長が申しましたように、広がりをつきながら町内全域にもまた、そういう形での説明のほうも行っていこうという形になっています。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

町内で吉備高原都市以外の方々にスーパーシティ構想のことを聞いたときに、あれは吉備高原都市の話じゃという方が多いんです。何というんですか、吉備高原ばかりがええ

ようになりよるといふ声、正直あります。でも、私、この吉備中央町として挑戦するのであれば、初めは吉備高原都市が区域ではありますけれども、町民の皆様がやがてはそのサービスが受けられるんだというものを、この段階から説明をしておかないと、何ていうんですか、どんどんどんどん先に行くといふか、正直なところ、吉備高原都市に住んでいない方で、ある方に言われたのが、もう置いてけぼりじゃといふふうに言われました。つまり、何が言いたいのか、SDGsの理念、誰一人取り残されないというSDGsとスーパーシティ構想が関係があるのであれば、そしてそう捉えているのであれば、やはりこのスーパーシティ構想のサービスを受けられるのは全町民で、全町民の方々、全地域に対して説明ぐらいは開いていいんじゃないかなあと、説明会ぐらいは、私はそう思うんですけども、その辺りはどうですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

確かにおっしゃられるように、吉備高原都市だけが吉備中央町ではないし、吉備中央町の町民ではありません。ただ、この取組があくまで採択されなければ、次のステップがなかなか進めないと思います。ということでもありますので、この取組については、随時町の公式ホームページであったり、それぞれのところでお知らせをしているところであります。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

説明会の中で採択があるないということが言われました。これ次の質問につながるんですけど、4月に提出した内容と10月に再提出した内容では、私が再提案のこの内容を見る限り、ちょっと違うところもあるのかなと、全く同じサービスを提供するとかではないのかなと思ったんですけども、この内容において異なっている部分、これは重要視するけど、これはちょっと省きましたとか、これをちょっと今度は重要視しましたとか、そういったものがあれば教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

おっしゃられるように、10月15日に内閣府のほうへ、4月に出した提案書をブラッシュアップしまして再提出をしたところでございます。今回の提案書につきましては、内閣府のほうからは大胆な規制改革が取組事業の具体化が分かるものを求められたことであります。相違した内容といいますか、改めて今提案している内容についてを具体化していったというふうなものであります。その中の主なものとしたしましては、医療分野での救急医療における規制改革、予防接種データの一元管理を可能にするためのマイナンバーカードの利用範囲の拡大に伴う母子保健促進支援サービス、そういったものについて提出しております。ここらがそれぞれの省庁における規制改革に取り組んでほしいようなところのものを上げていっているものであります。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

4月案と10月案で重要視しているところが変わっている部分って、どっかありますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

取組自体は、6つの分野について取り組むような形にしています。その中の特に医療であるとか、先ほど申したところの規制改革を何とかしてほしいということで提出しているところであります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

じゃ、ここで再提案の内容について、ちょっと2つ尋ねます。

まず、この11ページにあるのが救急救命士における情報収集とか、救急体制充実を図

るという図があるんですけど、ここ一番初め個人特定、何かあったときに人が倒れていて、それを個人を特定すると、そこにマイナンバーカードというのがあるんですね。つまり、マイナンバーカードで個人を特定するという意味だと思うんですが、すみません、マイナンバーカードを登録していないと、このサービスは受けられませんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

マイナンバーカードも特定の一つというふうに考えていただければと思います。その他にも、例えば皆さんが持つておられるかかりつけ医の診察券であったり、運転免許証、その他の身分証明書をもってでも確認ができると思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、2つ目、30ページに、これ事業内容ではない質問なんですけど、ちょっと私議員になってまだ1年なので、果たしてこれ合ってるのかなあと思いながら質問します。

ここ、母子手帳をデジタル化するサービス、ウィラバの展開に向けた枠組みと今後の展開というページの中で、今後2022年4月吉備中央町（行政）から全妊産婦へウィラバ展開決定という文字があるんです。これちょっと聞きたいのが、この事業に対して予算がかかると思うんですけれども、それは議会で議決を得てから決まるものであって、今この10月15日時点でウィラバ展開決定と書いてあるんですね。この決定というのは、何が決定しているんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

現在こういうふうな10月の時点でこのウィラバのほうを活用した展開を今計画しているということでありまして。今後、予定として2022年4月にこれを吉備中央町あるいは岡山県のほうから展開していければというふうな形での資料提案をしています。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

でしたら、これ展開予定ではないんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

それ取り方かもしれませんが、計画書としてはそういうふうな今後の予定として掲載しております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

すみません。これ僕の捉え方が悪いんですかねえ。でも、ここウィラバ展開決定と書いてあって、今後の取組も2022年4月展開決定って書いてあるんです。これ、議員の皆さん、これ決定されてるんですかね。ちょっと私この書き方自体がちょっと違うんじゃないかなと思って、ちょっと質問したんですけど。これは、予算はかからない事業なんですか、決定事項について。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

このスーパーシティ構想におきましての取組については、これから採択されていく中で進んでいくと思います。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

であれば、このウィラバ展開決定というのは、間違っていないんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

言われるとおり、それは予定でございます。その点ではおわびせにゃいけんと思います。ただ、今ぎりぎり申請して、急遽申請書を出しなさい、その中で31の団体が本当にしのぎを削っております。いかにこちらに内閣府の専門委員の方々の目を寄せるということで、少し勇み足が私はあったんだろうと、そのことは重々おわびを申し上げます。当然これからやる事業は、何らかの予算がかかります。その予算は、あくまでも議会の議決なくしてはできない項目ばかりでございます。その点は、議員の言われるとおりです。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

いや、今回の補正予算でこのウィラバだと思んですけども、補正予算上がっている中で、母子手帳をたしかデジタル化するというのがあると、一方で、この10月15日に提出している書類でもう決定って書いてしまっていると、果たしてこれ補正予算で皆さんが審議されていることが成立するものなのかということ非常に、すみません、新人議員で経験がないながら、ちょっと疑問に思ったので質問いたしました。

では、4月に提出した内容で顧問の先生の名前が記載されています。隈研吾先生をはじめとする3名の方です。一方、秋の再提案では顧問の先生方の名前は記載されていません。隈研吾先生ほか3名の先生方は、現在も顧問なんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

現在、顧問の隈先生はじめ3人の方につきましては、顧問のほうをお願いしておりません。顧問の方につきましては、昨年12月に設立いたしました吉備高原都市スーパーシティ協議会において顧問の就任をお願いして、提案内をお願いする御助言をいただいております。提案書ができるまでということをお願いしているところであります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

もう一回確認です。今は顧問ではないということよろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

はい、そうです。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。今年度の4月にスーパーシティ構想の提案書を初め提出した際に、山陽新聞とか産経新聞、朝日新聞、日本経済新聞、あとインターネット上のニュースでも様々、吉備中央町が取り上げられたと思うんです。その取り上げられたときに、必ずと言っていいほど一緒に出ていたのが隈研吾さんが顧問になられているということだと思っんです。今現在は顧問じゃないという答弁があったんですけども、それは町民の方々はどのようなすれば知れるんでしょうか。どっかホームページに出しているのか、広報しているのか。というのが、スーパーシティ構想の話をしたときに、特に町外の方々、隈さんがいるところだものねえと、どうやって隈研吾さんが顧問になったんでと、私に聞いてくる方がたくさんいました。やはり、そこは町民の方々も誇りに思う。あの隈研吾さんがいたんだと、顧問なんだというところあったと思っんですね。ですから、今顧問じゃないんだったら、それも出すべきじゃないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

確かに、現在、それぞれのところに広報あるいは告知のほうはしていないのも事実です。ただ、この協議会につきましては、そもそも4月にもう内閣府のほうに申請を済んで、そこでもう夏頃には決まるというふうな流れでありましたので、ここまで我々も長くなるとは思ってもしなかったのも事実であります。しかしながら、何らかの形で携わってくれた顧問の方につきましても、今後も顧問とはまた別の形でも結構なんですけど、何かの形で吉備中央町と関わっていただきたいというふうな思いはあります。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

ぜひ、今回こういう御縁をいただいたわけですから、スーパーシティ構想、これから前に進めるときにも、また隈研吾先生ほか3名の先生に関わっていただけるように力を尽くしていただきたいと、このように考えます。

次に、スーパーシティ構想で我が国を代表する多くの大企業との事業展開が予測されますので、事業に関わる民間企業との関係性について質問します。

企業と自治体との関係を考えるときに、やはり企業誘致そしてその優遇措置から考える理解しやすいと思うので、まずその側面から質問いたします。

合併前の旧町時代における企業誘致と現在の吉備中央町の優遇措置の内容に何か違いはありますでしょうか。それぞれの優遇措置を説明してください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

旧町時代と現在の企業誘致における優遇措置に違いはあるかという御質問についてでございますが。

町では雇用機会の拡大と産業の高度化を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資することや、定住促進を目的として企業立地を促進しております。その促進のための施策として新吉備中央町企業立地促進奨励金を交付しております。旧賀陽町、旧加茂川町にも企業立地促進奨励金がありました。

御質問にありました旧町時代と現在での優遇措置の内容の違いに関しては、大きく2点あります。1点目は、旧町時代では交付対象でなかった土地取得に関する部分を対象としたこと、2点目は、奨励金交付限度額を増額したことでございます。旧町時代は、県と合わせて最大5億円、うち県最大4億円、町最大1億円であった交付限度額を平成19年度からは町の部分を最大3億円と変更しております。要件や積算方法に違いはあるものの、旧町時代に比べ制度の拡充を図っております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、スーパーシティ構想に関わる企業に対して何かの優遇措置は検討していますでしょうか。

○議長（難波武志君）

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

議員お尋ねのスーパーシティ構想に関わる企業に対し、優遇措置は検討しているのかという御質問でございますが。

企業立地の観点から、現時点でスーパーシティ構想に関わる企業が当町に立地されるかは分かりかねる状況でございますが、仮に立地される場合には、先ほどの新吉備中央町企業立地促進奨励金の規則にのっとり奨励金の交付を行うことになると考えます。現段階で、これ以上の立地に際しての特段の優遇措置というようなことは検討いたしておりません。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

優遇措置そして企業との契約等によって、その契約が不完全なために何らかの負担が義務的に生じてしまうという事例が全国でも様々見受けられます。

そこで次は、スーパーシティ構想におけるデータ連携基盤、そしてマイナンバーカードや母子手帳、電子カルテなどが含まれます。データ連携基盤などを扱う企業との関係性について、そしてその対応について尋ねます。

11月28日の山陽新聞の朝刊、これちょっと切ってきたんですけど、もう読まれた方もたくさんいらっしゃると思います。そこにデジタル田園都市国家構想についての社説がありました。そこに、このような文章があります。懸念されるのは、大都市にある企業がデジタル化を活用して地方から利益を吸い上げる構図に陥ることだ。個人情報取扱い、そしてデジタル運用の在り方についてよく懸念されること、それがホールドアップ問題と呼ばれる問題です。ホールドアップ問題とは、一旦行われてしまうと、相手の影響力が強くなり元に戻せなくなる。投資に関して発生する問題です。主に不完備契約、内容が不確実であるような契約において発生します。ホールドアップとは、日本語で訳すと手を上げろというので、アメリカ映画でよくこう銃を向けられたら、みんなが手を上げるように、

もうお上げの状態なんですね。不測の事態が予見できないということと、資源の特殊性があるということが背景にあります。

ここで、この特殊性というものが何かということを考えてみます。ここで言う資産、この資源とは特殊なノウハウそして経営資源です。通常の企業間の契約、このホールドアップということを考えてみますと、自社のビジネスをほかの外注先に対して、これつくってねとお願いしていくと、そうするとその外注先は、その必要な技術やノウハウがどんどんどんどんたまっていくんですね。そうすると、お願いしていた会社が何か言おうとしても、外注先のほうが立場が上になってしまっていて、結局のところ外注先が言った値段でもともとお願いしていた会社がお支払いをせざるを得ないと、つまりお上げの状態なんです。

一方、スーパーシティで考えると個人情報扱う、このデジタルデータ基盤を運用する企業の影響力がどうしても将来的に大きくなっていくのではないかという懸念があります。ホールドアップ問題では、行政で言い換えれば相手の影響力が大きくなる特殊なノウハウ、こういったデータサービス、データ管理、個人情報が同一のサービスであったとしても、相手方が、いや、今回は幾らかかりますからと、いや、もうデータまた更新するんで幾らかかりますからというふうになっていくと、歳出額が増加してしまうと。では、このスーパーシティ構想において、このホールドアップ問題に対して具体的な解決策そして対応策はどのように今考えてますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

スーパーシティ構想につきましてでございますが、スーパーシティにつきましては、区域指定がされた場合には、今度は内閣府も入ってこられまして、その中で区域会議のほうで立ち上げられます。そして、スーパーシティ構想に関わる事業者につきましては、区域指定後に改めて内閣府あるいは国家戦略トップの諮問会議あるいは地方公共団体の意見等を聞いた上で、それぞれの取り組む分野ごとに事業者を再度公募いたしまして選定をし直します。そして、選定されたメンバーが区域会議の中で構成員となって、スーパーシティの候補地じゃなく、今度は本申請という形で、そちらのほうへ向けての計画書のほうを練り上げていって、提出していくものであります。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

それはこれからの経過であって、私が言ってるのは、解決策なんです。企業とどうい
う、その個人情報扱う企業とどうやって町は対峙して、将来的に負担を抑えられるよう
にということに対しての解決策を私は今尋ねているんです。

というのが、1970年代から吉備高原都市の構想が始まって、1980年代にはテク
ノポリス構想というのが始まった。でも、財政負担そして国の政治が変わってしまうと、
もう今皆さん御存じのように、いろんなことが止まってしまうということがあると思うん
です。そういった経験をしているから、やはり町民の方々の中に、スーパーシティ、初め
はよくても、やがて負担が増えるんじゃないかというふうに考えている町民の方もいらっ
しゃるのは事実、私も言われました。と考えたら、大企業との事業によるこの財政の負
担、それに対する問題に対して、やはり今からきちんとかう手だてを打っておくとい
うことが非常に重要だと思うので、今この現時点で、実際にだって4月に1回提出しているわ
けですから、そのときから考えておかないといけない。この問題に対しては具体的にどう
いう策があれば、このデジタル行政、デジタルデータ基盤を運用している会社とともに、
毅然とした対応を町としてはできるのかということを考えていることを教えていただきた
いんです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

確かに4月から現在までまだ決まってないのも現実であります。それぞれの提案した事
業者等とも、今申請時点ではいろんな形でアイデアをいただいた事業者の方にアイデアを
もらったものを提出しております。これを実際にスーパーシティが決まって事業者として
進めていく上で、いろんな形で事業者との話も出てくるかと思えます。先ほど申したよう
に、この案そのものもひょっとすれば、まだ内閣府が入ってきたら、それが変わる可能性
も十分あるとのことも聞いております。そうした上で、そこらもしっかり決めていきなが
ら、費用的なものも発生も、見込まれるかもしれませんが、できるだけその辺は発生を
抑えていくなりして、検討をしていくようなことになろうかと思えます。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

この行政が抱える個人データそのものが民間企業によって運用されて、国や地方公共団体に行きやすくなるというか、流れていく可能性もあると、流れるというのがスーパーシティ構想だと思うんですけども、その個人情報等を扱う会社とどうやって対等にするのか、そしてそれが歳出が幾らあるか、何年後かでも抑えていくためにどうやったらいいのかという解決策をちょっと、ありますかという質問でした。

私が思うに今3つの方法が考えられます。1つ目は、デジタル人材の確保、それに伴う町の中でのデジタル処理の内部化です。

総務省が今現在市町村の外部デジタル人材の募集情報を公表しています。12月7日現在で12の市町村が任期付職員、そしてデジタル分野でのシステム構築などを担当する課長、そういった方々を募集しています。また、デジタル人材確保支援事業では、デジタル人材の地方公務員への登用、任期付職員、特別職非常勤職員、そういった形で任用が行われています。そして、平成19年からは地域情報化アドバイザー派遣制度というものを設けてまして、データ活用などを通じた地域課題解決の専門家を地方公共団体に、年3回程度ですけれども、送るという派遣する事業も総務省は進めています。これら総務省のデジタル人材制度を考えてみますと、これは内部化つまり情報処理を各役場でできるようにということも感じられます。デジタル人材を採用して、職員のデジタル行政への対応力を養うということ、これによって、例えば今まで100%委託会社に預けていたものがこの庁内役場で2%でも3%でもできるようになったら97%は委託をするけれども、3%の歳費は浮くわけですから、それをその歳出を削減したものを町民の方々への行政サービスに充てることもできると、私こういうことで、本当一步一步からできることはあると思うんです。まず、これ1つ目です。こういった、例えばこの総務省のデジタル人材の採用、町として考えてみてはどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

成田議員が言われるとおり、これからはDXも始まります。非常に大切な分野でありますので、もう既に国のほうにその人材募集を手を挙げて出しております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

では、デジタル人材は確保する予定であると、もし誰が来たらということですかね。

では、2つ目のこのホールドアップ問題に対してどのように対応するかなんですけども、特定の企業の技術に依存しないシステムの導入を、できる限り行政から要求するということです。これどういうことかと言うと、1つの会社にしか運用できないものと、その会社が言った金額でいつも対応をせざるを得ない。しかし、企業間の競争環境があれば、やはりそれは価格が抑えられますから、そういったことも町として企業に対して毅然とした態度で臨んでいただきたい。

そして、3つ目、町内に立地する企業と必ず組んで何か事業を推進するということが重要です。これどういうことか、先ほどの山陽新聞の記事にあったように、大都市の企業が来て地方で売り上げても、その税収は大きい町に行ってしまうのではなくて、この町内に立地する企業と何か組んで行くと、これが約束事であれば、高い金額でその事業がいつまであったとしても、税収が外部に取られてしまうのではなくて、売上げの税収が町にも入ってくるということもありますので、先ほどのホールドアップ問題に対しては、いろいろな見方から、ぜひ町として毅然とした対応で臨んでいただきたい。

以上がデジタル人材の確保、そして競争環境の維持、そして地元の還元、これらを通じてホールドアップ問題に対応する。そして、県にも関与して、この町を守っていただけるようにということ働きかけを行うことも併せて重要です。

ここまでの私のスーパーシティ構想についての質問でした。

次は、情報公開についてです。

情報公開法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行されて今年で20年になります。吉備中央町においても情報公開条例が平成27年に施行されました。その中の第22条にこのような文章があります。町長は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時にかつ適切な方法で町民に明らかにされるように実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。今、岡山県内27の市町村のうち、約6割の自治体、町単位でいうと美咲町、そして鏡野町が町長交際費を公開しています。ぜひ、この吉備中央町においても町長交際費をインターネットで公開すべきではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、1番、成田賢一議員の情報公開につきましてお答えさせていただきます。

町長交際費は、地方自治法に規定された歳出予算区分の一つであり、地方自治体の円滑な行政運営を図ることを目的に、町長が町を代表し外部の個人または団体と交際するために要する費用で、主に言えば会費、慶祝、見舞い、弔慰、激励などがございます。町では、その支出に当たっては財務帳票書類に支出先、日時、用途等を記載し、適正な執行に努めておるところでございます。

議員御指摘の町長交際費のインターネット上での公開につきましては、町政に対します町民皆様の御理解と信頼を深めるとともに、その支出の透明性を確保するために、次年度からにはなりますが、ホームページ上での公開を検討してまいります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

じゃ、次年度からの公開を、ぜひ進めていただけたらと思います。

以上、私今回質問しましたスーパーシティ構想そして情報公開、どちらもこれからの社会、もう10年後には想像してないような社会づくり、国づくりが行われているんだろうと推測できます。ですので、一人一人がまた危機感と責任を持って取り組める、そんな仕事ができるように環境づくりに尽くしていただけたらと思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後 2時37分 閉 議